



MORIOKA SHINKIN BANK
SINCE 1903



DISCLOSURE 2025

ディスクロージャー2025 盛岡信用金庫の現況

資料編



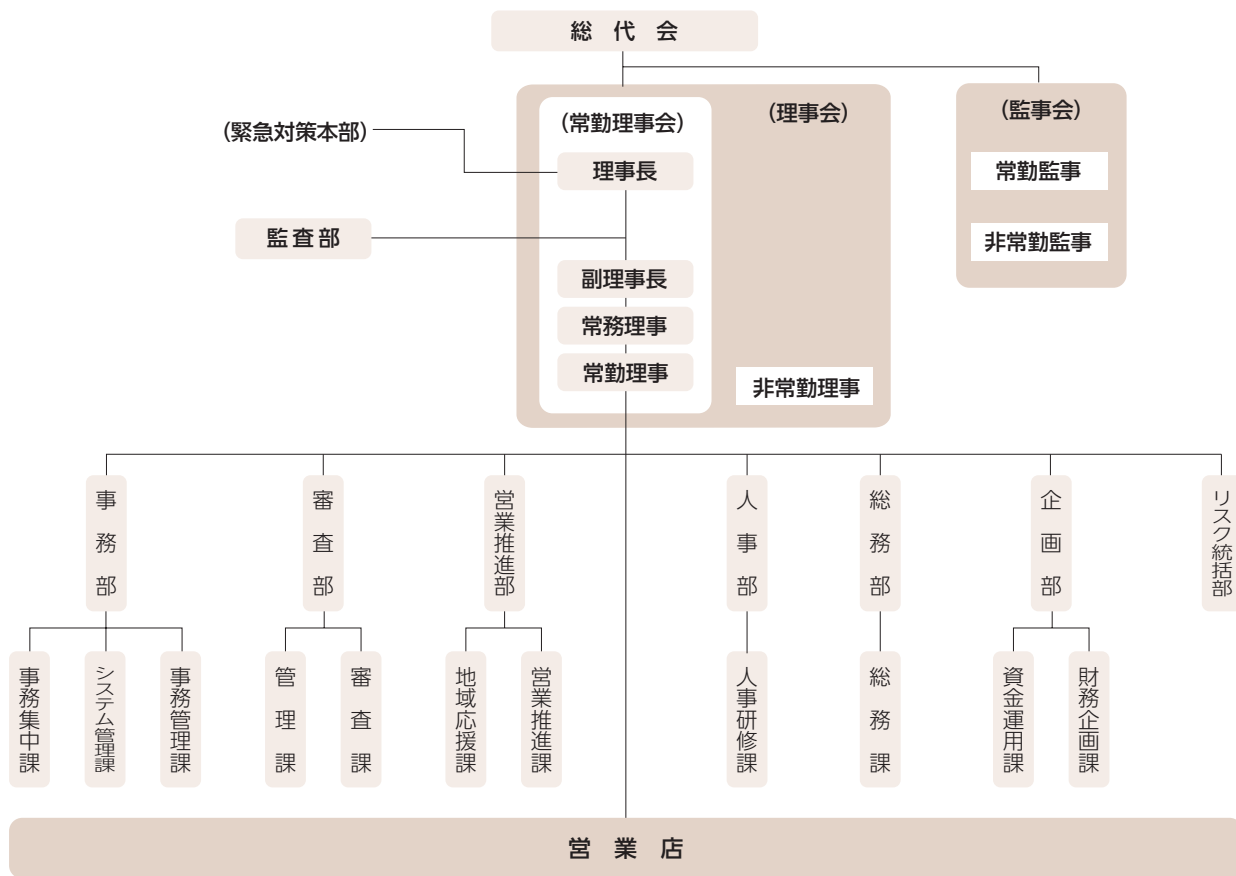
資料編

Morioka Shinkin Bank Disclosure 2025

CONTENTS

組織・役員・職員に関する状況	1	バーゼルⅢ第三の柱 開示事項	30
2024～2025トピックス	2	自己資本の構成に関する事項	30
盛岡信用金庫のあゆみ	3	自己資本の充実度に関する事項	31
総代会	4	信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）	32
内部統制とリスク管理体制	6	信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）	33
コンプライアンス（法令等遵守）への取組み	8	信用リスク削減手法に関する事項	36
金融ADR制度への対応	9	オペレーショナル・リスクに関する事項	38
顧客保護に対する取組み	10	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	38
業務のご案内	12	証券化エクスポージャーに関する事項（投資家）	38
財務諸表	17	出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	40
貸借対照表・損益計算書注記	19	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	41
主要な経営指標	24	金利リスクに関する事項	41
主要な業務の指標	24	信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧	42
預金に関する指標	25	信用金庫のセントラルバンク	巻末
貸出金等に関する指標	25		
信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の 保全・引当状況	27		
有価証券に関する指標	28		
有価証券の時価情報	28		
金銭の信託	29		
退職給付会計に関する事項	29		

当金庫では、「ディスクロージャー2025・盛岡信用金庫の現況「企業編」」及び「ディスクロージャー2025・盛岡信用金庫の現況「資料編」」を盛岡信用金庫ホームページにて公開しています。パソコン、スマートフォン、タブレット端末などでご覧いただけます。



総代会

当金庫会員のうちから、定款に定める方法によって選任された総代で組織される当金庫の最高決議機関です。

理事会

当金庫の理事全員によって構成され、金庫の重要事項について決議します。理事会には毎回監事も出席しています。

常勤理事会

当金庫の常勤理事によって構成され、日常業務は常勤理事会の決定により行われます。

監事会

当金庫の監事全員で構成され、職務に関する重要事項について監督・協議・報告をします。

役員の紹介

理事長 (代表理事)	浅沼 晃
副理事長 (代表理事)	藤澤 透
常務理事 (代表理事)	十文字 悟
常務理事 (代表理事)	荒木田 文人
常勤理事	小 船 栄 幸
常勤理事	井 上 誠 一
理 事	澤 野 桂 子 (**1)
理 事	海 野 尚 (**1)
常勤監事	清 水 敏 朗
監 事	中 田 勇 司
員外監事	高 橋 耕 (**2)

※1 理事 澤野 桂子、海野 尚は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 高橋 耕は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

職員数

	令和6年3月31日現在	令和7年3月31日現在
常勤役員 (人)	7	7
男子 (人)	118	113
女子 (人)	85	87
職員合計 (人)	203	200
平均年齢	39歳7月	39歳2月
平均勤続年数	14年4月	13年8月

2024～2025トピックス

令和6年 4月	◆ Instagram公式アカウント公開（4月19日）
5月	◆ 県外信用金庫・団体主催「ビジネスマッチ・物産展」へ参加 西武信用金庫（5月20日～24日、11月12日） さわやか信用金庫（10月18日） 東京東信用金庫（11月22日） 城南信用金庫（12月3日～4日） ◆ 中小企業・小規模事業者のための経営相談所「岩手県よろず支援拠点」との合同相談会を開催（令和6年度6回、25事業先を対象に開催）（5月15日）
6月	◆ 信用金庫の日の取組み「第8回もりしん愛の献血運動2024」を実施（6月1日～12月30日） ◆ 「いわて食の大商談会2024」を共催（6月11日） ◆ 第13回紫波企業の森づくり「もりしん共存同栄の森」森林環境保全活動を実施（6月15日） ◆ 第13回松尾鉱山跡地「もりしん友情の森」森林再生活動を実施（6月15日） ◆ もりしんサマーキャンペーン“2024”「スマイル応援定期預金」・「フリーローン「自由」」取扱い開始（6月17日～9月30日） ◆ 「もりおかSDGsファンド」投資実行（6月28日）（令和6年度3社に対し投資実行）
7月	◆ 八幡平市「八幡平市地域新電力事業に関する連携協定」共同締結（7月1日） ◆ 「来店予約フォーム」開設（7月10日） ◆ 「株式会社はちまんたいジオパワー」を共同設立（7月23日）
8月	◆ 第38回岩手県学童軟式野球選手権大会「もりしんカップ」特別協賛（8月3日～5日） ◆ 「中学生職場体験学習」を実施（令和6年度 中学校2校、7名を対象に実施）（8月9日） ◆ 第12回盛岡信用金庫「桜の札所・絵画コンクール」応募作品展示会を開催（1,288作品展示 8月22日～27日）

9月	◆ 「Little Bee of Hachimantai～わくわくおしごとたんけん広場」に参加（9月21日） ◆ 「第38回二戸地区信友会連絡協議会学童軟式野球大会」後援・協賛（9月28日～9月29日）
11月	◆ 第19回「ビジネスマッチ東北2024」当金庫推薦27企業・団体出展（11月14日） ◆ 「とうぎん×もりしん×きたしん×LiViT マルシェ」を共催（11月16日～17日）
12月	◆ もりしんウインターキャンペーン“2024”「スマイル応援定期預金」・「フリーローン「自由」」取扱い開始（12月2日～2月28日） ◆ もりしんPresents「原田治展「かわいい」の発見」特別協賛（12月21日～2月9日）
令和7年 1月	◆ 能登を応援しよう「もりしん能登半島復興応援定期預金」取扱い開始（1月6日～3月31日） ◆ 環境省東北地方環境事務所、東北銀行と「脱炭素及びローカルSDGsの実現に向けた連携協定」締結（1月28日）
3月	◆ もりしん「スマイル給与振込キャンペーン」取扱い開始（3月3日～5月30日） ◆ 第12回盛岡信用金庫「桜の札所・絵画コンクール」入賞作品展示会を開催（65作品、3月17日～4月30日）

地元とともに歩み続けた122年の歴史を何よりも大切に、未来を見つめる信用金庫であり続けます。

明治36年 1月	産業組合法による盛岡信用組合を創設 ● 高橋伊兵衛組合長就任	19年10月	「ビジネスマッチ東北」に参加開始
大正7年 2月	産業組合法の改正により、組合員以外の預貯金の受入れ、手形の割引の取扱いを開始	20年 7月	二戸信用金庫と合併 ● 預金2,000億円達成
昭和3年 9月	本店事務所新築（六日町）	8月	「学童軟式野球大会」開始
7年10月	経済恐慌以後の組合再建をはかるため臨時総会を開催（市内の要地に出張所の開設を決議）	9月	「もりしんマネースクール」開始
12月	第1号支店として仙北町出張所開設	10月	八幡平松尾鉱山跡地「森林再生活動」開始
8年 4月	材木町出張所開設	21年 6月	会長に矢吹悦延就任 ● 8代目理事長に佐藤利久就任
9年12月	2代目組合長に赤澤亦吉就任	22年 4月	「認知症サポーター養成講座」開始
18年 3月	3代目組合長に澤野房次郎就任	6月	環境エネルギー普及事業支援を開始
4月	市街地信用組合法による組合に改組	23年 7月	東日本大震災からの復興に向けた「観光招致活動」開始
21年 4月	大通支店開設	11月	「紫波企業の森づくり」に関する活動協定締結
25年 4月	中小企業等協同組合法による組合に改組	24年 2月	東北経済産業局「東北再生可能エネルギー活用大賞」受賞
26年 2月	紫波支店開設	3月	「環境エネルギー普及事業支援」により東北財務局「地域密着型金融の取組み」に対する顕彰受賞
10月	信用金庫法に基づき盛岡信用金庫に改組	6月	「紫波企業の森づくり」もりしん共存同栄の森、森林環境保全活動開始
27年 7月	本町支店開設	8月	「もりおか起業ファンド」設立
28年11月	青山町支店開設	25年 3月	「もりおか起業ファンド」設立により東北財務局「地域密着型金融の取組み」に対する顕彰受賞（2年連続）
33年12月	本店を六日町（現在の下ノ橋町）より中ノ橋通一丁目（現在地）に移転	8月	「桜の礼所・絵画コンクール」開始
36年 6月	厨川支店開設	26年 5月	「大規模災害時等における相互支援に係る協定書」を県内6金庫で締結
37年11月	盛岡市市勢振興功労者表彰を受ける	6月	「もりおか起業ファンド」の取組みにより、第17回信用金庫社会貢献賞「地域活性化しんぎん運動・優秀賞」受賞
39年 5月	4代目理事長に伊藤仁助就任	10月	県内金庫と商工中金、日本政策公庫との業務連携覚書締結 ● 月が丘支店、浄法寺支店の店舗統合実施
6月	西根支店開設	27年 2月	久慈市と包括連携協定締結
40年 9月	久慈支店開設	28年 3月	盛岡市と地方創生の連携に関する協定締結
43年12月	都南支店開設	5月	矢巾町と地方創生の推進に関する包括的連携協定締結
47年 6月	高松支店開設	12月	二戸市と地方創生の連携に関する協定締結
12月	日本銀行との当座取引を開始	29年 3月	個人型確定拠出年金「iDeCo」取扱い開始
48年11月	日本銀行歳入代理店の認可を受ける	30年 6月	9代目理事長に浅沼晃就任
49年 6月	山岸支店開設	31年 2月	盛岡市と産業振興の連携に関する協定締結 ● 「とうぎん・もりしんアグリファンド」設立
12月	六日町支店開設	令和2年 1月	紫波町並びに特定非営利活動法人wizと「地方創生に向けた地域人材の育成に関する協定」締結
50年12月	松園支店開設	6月	盛岡信用金庫「SDGs宣言」公表 ● 岩手県内6信用金庫「SDGs共同宣言」公表
51年 1月	東北地区信金共同事務センター加盟	3年 1月	「もりおかSDGsファンド」設立
11月	流通センター支店開設	4年 3月	東京海上日動火災保険株式会社と「SDGsに関する包括連携協定」締結 ● フコクしんらい生命保険株式会社と「SDGsに係る共同寄付の覚書」締結 ● 子会社である盛信ビジネスサービス株式会社を解散（令和4年4月当金庫へ内製化）
53年10月	天昌寺支店開設	12月	e-dash株式会社との「CO2排出量可視化サービスに係る業務提携」締結
54年 2月	全国銀行内国為替制度に加盟	5年 1月	創立120周年 ● 葛巻町と「地域活性化に向けた包括連携協定」締結
56年 1月	両替商の業務開始	5年 5月	「紫波町 脱炭素社会の実現に向けた連携協定」締結 ● 葛巻支店を葛巻町役場庁舎内に移転
10月	月が丘支店開設	5年 8月	青山町支店新築
57年 7月	東支店開設	5年12月	株式会社ネクストと「地域課題解決に関する連携協定」締結
58年11月	南支店開設	6年 7月	「八幡平市地域新電力事業に関する連携協定」共同締結
60年 6月	中央支店開設	7年 1月	環境省東北地方環境事務所、東北銀行と「脱炭素及びローカルSDGsの実現に向けた連携協定」締結
10月	外国為替の全信連取次業務開始		
61年 4月	会長に伊藤仁助就任 ● 5代目理事長に渡邊健就任		
62年 8月	「盛信ビジネスサービス株式会社」設立		
63年 7月	みたけ支店開設		
平成元年 6月	預金1,000億円達成		
3年 7月	うかい代理店開設		
5年10月	釜石信用金庫から遠野支店の事務を譲り受け開設		
7年 4月	6代目理事長に笹嶋瑞雄就任		
9年10月	矢巾支店開設		
13年 5月	損害保険窓口販売開始		
14年10月	生命保険窓口販売開始		
15年 6月	「盛岡信用金庫100年史」発行 ● 「個人向け国債」窓口販売開始		
16年 4月	しんぎんビジネスマッチング・サービス取扱開始		
6月	7代目理事長に矢吹悦延就任		
17年10月	六日町支店、流通センター支店、中央支店の店舗統合実施		
11月	当金庫と米沢信用金庫、杜の都信用金庫が「姉妹金庫」の盟約を締結		
18年 5月	投資信託の販売開始		
8月	「ローンプラザもりしん」開設		
9月	南支店、うかい支店の店舗統合実施		

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、利用者満足度調査や意見・要望投書箱設置、電子メールや電話などによる意見・要望・苦情窓口の設置、お客さままで組織する懇話会総会等での意見聴取、役職員による日々の訪問活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は、会員数に応じて各選任区域ごとに定められています。
- なお、令和7年6月23日現在の総代の定数は100名で、総代数99名です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。

そこで総代の選考は、総代候補者の選考基準に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する。（異議があれば申し立てる）

(3) 総代の定年

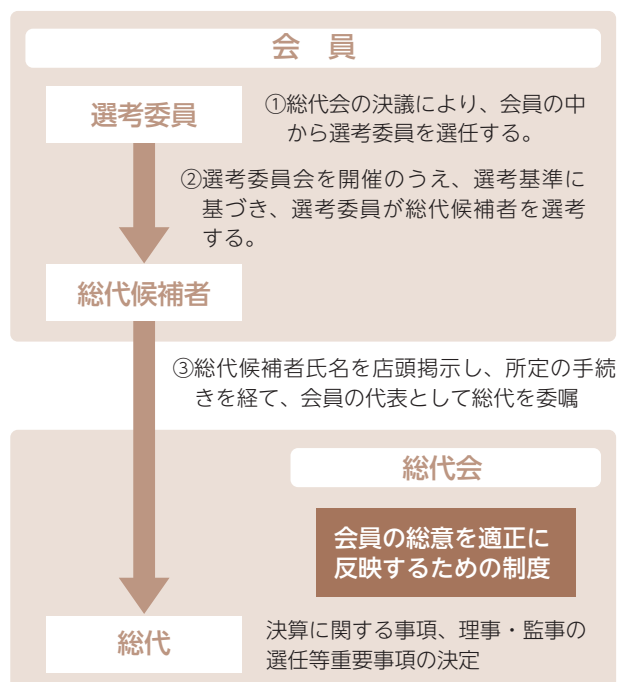
総代の定年は80歳とします。

但し、総代は、その就任時点で満80歳を超えない会員とします。

総代候補者の選考基準

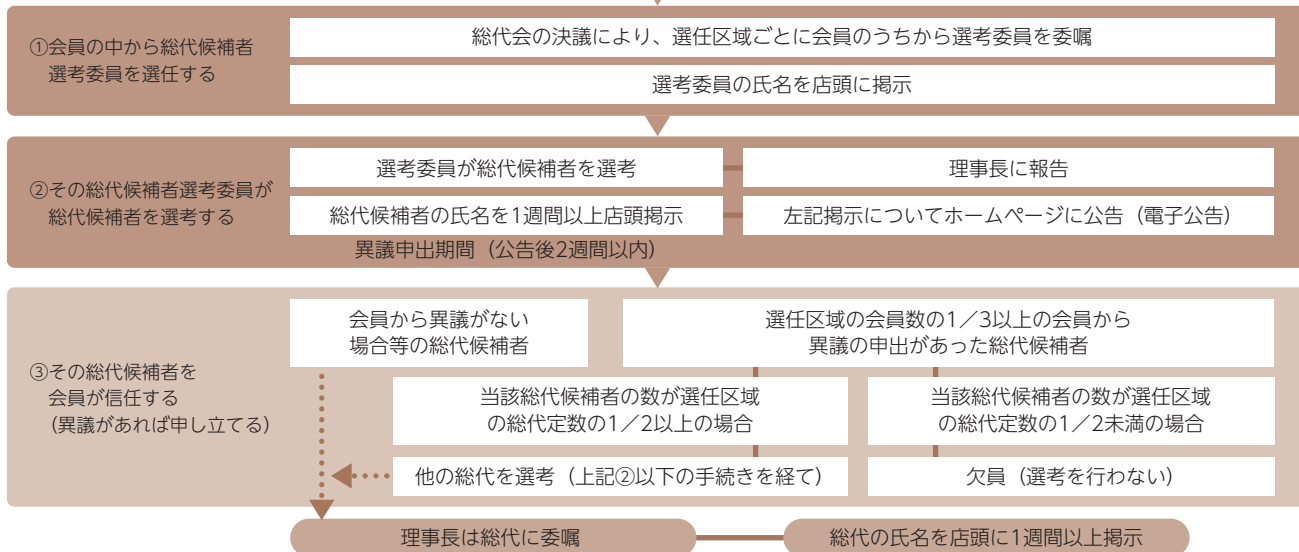
- (1) 当金庫の会員であること
 - (2) ①総代としてふさわしい見識を有している方
②良識をもって正しい判断ができる方
③人格にすぐれ、当金庫の理念・使命を十分理解している方
④その他総代選考委員が適格と認めた方
- (注) 総代選考委員の選考基準
- 1.地域における信望が厚く、信用金庫の使命を十分理解している方
 - 2.地域の事情に明るく、人格・識見とも優れている方
 - 3.その他金庫が適格と認めた方

総代会の仕組みについて



総代が選任されるまでの手続き

地区を7区の選任区域に分け、選任区域ごとに総代の定数を定める



第123期通常総代会の決議事項（令和7年6月23日開催）

第123期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれの原案のとおり了承されました。

- 報告事項 (1) 第123期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）
 業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金処分案承認の件
 第2号議案 定款15条に基づく会員の法定脱退の件
 第3号議案 総代候補者選考委員選任の件
- 以上

総代の氏名等（敬称略・50音順）

選任区域	氏名
第1区（定数20） 盛岡市河北（北上川の東、中津川の北）	阿部 栄一⑦ 岩館 正英① 臼沢 宏幸① 大崎 哲雄① 大澤 成康⑭ 柏 眞喜子⑧ 工藤 重信④ 工藤 盛次⑧ 熊谷 則子⑧ 斉藤 透① 坂本 広行① 佐々木祐子③ 佐藤 啓子② 佐藤 久③ 菅原 健治⑤ 鈴木 稔⑪ 高橋まどか② 平野 喜嗣④ 北條 美次⑤ 松本 静毅④
第2区（定数16） 盛岡市河南（北上川の東、中津川の南）	阿部 正紀④ 石川 秀三⑦ 大泉 衆一⑤ 太田 恭広② 岡田 茂雄⑦ 久保田 康① 小泉 寛⑦ 佐々木國彦① 佐藤 幸夫③ 柴田 千春② 多田 幸司⑤ 田村 清記③ 東野 久晃③ 平井 滋④ 平野 佳則③ 村井 利昭①
第3区（定数25） 盛岡市河西（北上川の西）	安部 辰夫⑨ 伊藤 聖④ 小山田周右⑥ 川村 武史② 菊地 国明① 齋藤 健一⑪ 櫻井 澄男⑦ 佐々木秋枝① 鈴木 敏裕② 豊岡 勝⑪ 豊山 俊行② 中川分一郎① 長澤 義則① 中村 徹② 中村 均④ 藤澤 克典① 前澤 清② 松田 隆二④ 溝口 憲一① 村上 功② 村谷 豊④ 山内 季光② 山田 栄作② 吉田ひさ子②
第4区（定数9） 一関市、奥州市、大船渡市、釜石市、北上市、遠野市、花巻市、陸前高田市、胆沢郡、気仙郡、紫波郡、西磐井郡、和賀郡	佐々木 徹① 澤藤 勝衛① 住吉谷雅弘④ 田口 忠雄⑨ 田代 幸司④ 橘 富雄⑧ 富岡 靖博③ 松田 光治① 三浦 貞一⑧
第5区（定数12） 八幡平市、滝沢市、岩手郡	阿部 正喜⑨ 遠藤 忠志⑦ 熊谷 孝二④ 佐々木太介① 高橋 新一④ 高橋 秀夫① 滝浦 輝雄④ 照井 良弘⑤ 松浦 健一⑦ 三上 誠① 山口 淑子⑦ 吉澤 信光⑦
第6区（定数5） 久慈市、宮古市、九戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡	黒沼 正雄③ 斉藤 真⑦ 城内 治② 中村 一法⑦ 谷地 譲②
第7区（定数13） 二戸市・二戸郡	秋山 真広② 阿部 繁之② 大下 政美④ 菅 陽悦⑦ 小松 豊① 齊藤 吉夫② 佐々木春彦① 佐藤 久芳② 柴田 栄悦⑦ 生内 雄二⑦ 丹野 明法⑤ 中村 善雄④ 山本 茂⑦

【総代の属性等別構成比】

職業別：法人・法人役員93.9%、個人事業主：6.1%
 年代別：70代以上48.5%、60代以上31.3%、50代以上19.2%、40代以上1.0%、
 業種別：製造業5.1%、農林業3.0%、建設業20.2%、運輸業2.0%、卸小売業24.2%、不動産業15.2%、各種サービス業30.3%

定数100名（現在99名 うち女性9名、任期：令和7年5月19日～令和10年5月18日）
 （注）氏名後部の丸数字は総代の就任回数を表示しております

内部統制とリスク管理体制

内部管理基本方針

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号および同法施行規則第23条の規定に基づき、継続的に内部管理システムの整備を進め、その実効性を確保するため「内部管理基本方針」を定めています。

1. 理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 前号の職員の当金庫の理事からの独立性に関する事項
7. 補助すべき職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
8. 当金庫の理事および職員が当金庫の監事に報告するための体制
9. 当金庫の監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
10. 当金庫の監事の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
11. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

統合的リスク管理体制

金融の自由化・国際化の進展および情報技術の革新など、金融機関を取り巻く環境は急速に複雑化・多様化しており、リスク管理は重要な経営課題となっています。当金庫では、経営の健全性維持と適正な収益確保のため、リスク管理体制の強化に努めています。

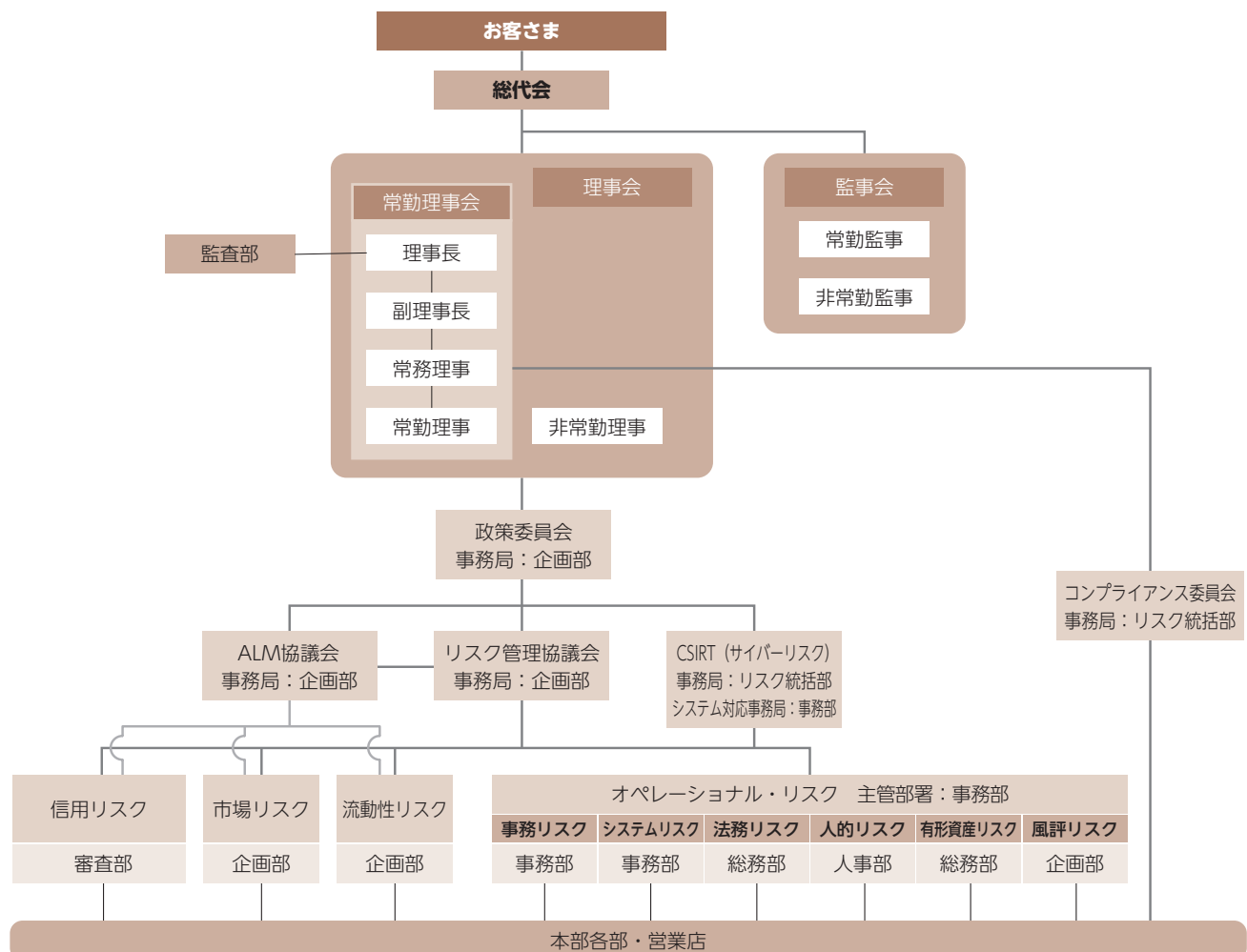
《統合的リスク管理の枠組み》

定期的に管理するリスクの範囲は、信用リスク・市場リスク・オペレーショナル・リスクとしています。

《組織体制》

統合的リスク管理については、政策委員会で統括管理しています。政策委員会の下部組織としてALM協議会、リスク管理協議会、CSIRTを設置しています。ALM協議会では主に業務計画・収益計画等に基づく管理分析、リスク管理協議会ではリスク管理体制整備・リスクの計量化・モニタリング等、CSIRTはセキュリティインシデントへの対応、サイバーセキュリティ対策の立案、教育訓練等を行っています。

統合的リスク管理体制組織図



当金庫では、直面する様々なリスク（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）をいろいろな手法で評価し、評価したリスク総量が自己資本等の経営体力に収まるよう管理しています。これにより、リスクが顕在化した場合、損失を自己資本額の範囲内に抑えることで、当金庫の健全性を確保するとともに、リスクテイクの許容可能な範囲で、収益向上を目指しています。

*当金庫の「リスク管理方針及び手続きの概要」はP37～P39をご覧ください。

信用リスク

信用リスクとは、貸出等を行っている取引先が財務状況の悪化等により、資産価値が減少あるいは消失し、当金庫が損失を被るリスクです。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、小口多数取引の推進、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しています。また、融資審査・管理・推進にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く態勢を整備しています。

市場リスク

金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクです。

価格変動リスク

価格変動リスクとは、保有する有価証券の価格が変動することにより資産価値が減少するリスクです。

為替リスク

為替リスクとは、外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超または負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスクです。

当金庫では、市場リスクについては、市場取引に伴い発生する金利、価格変動等の様々なリスクに適切に対応するため、ALM協議会を設置し協議を行っています。

金利リスクについては、ALMIにより、金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、理事会に報告しています。

価格変動リスクについては、市場運用商品の購入・保有・売却にあたって事前協議を行い、保有限度枠・ロスカットルールを設定し、継続的なモニタリングを通じて価格変動リスクの軽減を図っています。

為替リスクについては、リスク管理協議会の方針に基づき、市場リスク管理要領に従い管理しています。

流動性リスク

流動性リスクとは、市場において、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、損害を被るリスク（市場流動性リスク）あるいは当金庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や資金の確保に通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）です。

当金庫では、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などにより、安定的かつ十分な資金繰り管理に努めています。

オペレーショナル・リスク

事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起すことにより生じるリスクです。

法務リスク

法務リスクとは、顧客に対する過失による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行から生じるリスクです。

有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産のリスクです。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正利用等により生じるリスクです。

人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正および差別的行為から生じるリスクです。

風評リスク

風評リスクとは、評判の悪化により会員・顧客・取引先等関係者の当金庫に対するイメージと信用の失墜から、経営上重大な有形無形の損失を被るリスクです。

当金庫では、各リスクの管理体制や管理手法に関する基本方針を定め、的確にリスクを認識し、リスク顕在化の回避および発生時の影響度の極小化に努めています。これらのリスクを管理するために、定期的にリスク管理協議会を開催しています。

コンプライアンス（法令等遵守）への取組み

コンプライアンスとは、法令やルールを厳格に守るとともに社会的規範を全うすることを意味します。当金庫は、地域社会発展を基本理念としており、公共的使命と社会的責任を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めています。

基本方針

当金庫は、役職員が社会的責任と公共的使命を自覚し、法令等の遵守により責任ある、健全かつ公平な金庫経営を行うことを目的として、コンプライアンスの徹底に努めています。

運営体制

当金庫は、役職員の倫理規程の徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置しています。

最低限守らなければならない法令やルールを「行動綱領」としてまとめ、役職員全員の必携とし、内容の周知徹底を図っています。また、各部・各営業店にコンプライアンス担当者の配置により、日常のコンプライアンス状況のチェック体制を構築しています。

活動状況

当金庫は、毎年コンプライアンスプログラムを作成し、定期的な勉強会等によりコンプライアンスの周知徹底を図っています。

さらに、四半期毎に各部・各営業店からコンプライアンスチェックリストの提出を求めるとともに、監査部による「内部監査」を行っています。

個人情報保護

当金庫は、個人情報に関する個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）を公表するとともに、個人情報取扱事業所として「個人情報の保護に関する法律」およびその他の関連法令等に基づき、個人情報の保護に努めています。

企業としての行動指針である「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」は次のとおりです。

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報の保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

マネロン・テロ資金供与対策

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、リスク統括部を統括部署、リスク統括部統括役員を責任者として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守しています。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めています。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、岩手県暴力団追放推進センター、顧問弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築しています。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応しています。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または、金融相談室で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえで、内部調査を行って事実関係の把握に努めています。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めています。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めています。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。
4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記金融相談室にご相談ください。
5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、金融相談室または右記全国しんきん相談所へお申し出ください。

盛岡信用金庫 金融相談室	
住所	岩手県盛岡市中ノ橋通1丁目4番6号
TEL	019-653-7671
FAX	019-624-6462
受付時間	9:00～17:00（信用金庫営業日）
受付媒体	電話、面談、FAX HPお問い合わせフォームメール

*お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）	
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く）
時間	9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

名称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時間	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法によりお客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫金融相談室にお尋ねください。

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、岩手弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

(2) 移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、仙台弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めています。

- (1) 営業店及び各部署に責任者をおくとともに、金融相談室がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めています。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および金融相談室が連携したうえで、速やかに解決を図るよう努めています。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を行っています。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力しています。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行っています。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底しています。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

当金庫は「顧客保護等管理方針」を定め、お客さまの保護および利便性の向上に取り組んでいます。

顧客保護等管理方針

当金庫は、お客さまの保護および利便の向上の観点や業務の健全性および適切性の観点から、顧客保護等管理態勢の整備は極めて重要であると認識し、次のとおり取り組んでいます。

1.当金庫は、顧客保護等管理にかかる基本方針を次のとおりとします。

<顧客説明管理態勢>

- (1) お客さまとの取引に際しては、お客さまが当金庫の商品やサービス等を自らの意思に基づいて選択・活用していただけるよう商品知識の習得に努め、正確かつ適切な情報を提供するとともに、お客さまが理解し納得していただけるよう法令等に基づいた適切な勧誘・説明を十分に行っています。

<顧客サポート等管理態勢>

- (2) お客さまからのご相談・苦情等には、真摯に受けとめ適切かつ十分に対応するとともに、業務のあり方を検討し改善していくことにより、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めています。

<顧客情報管理態勢>

- (3) お客さまに関する情報は、法令等に従って適切に取得するとともに、不正なアクセスや流出等を防止するため適切な措置を講じることなどにより安全に管理しています。

<外部委託管理態勢>

- (4) お客さまとの取引に関連して、当金庫の業務を外部委託する場合は、その業務遂行の的確性を確保し、お客さまの情報やその他の利益を保護するために、定期的または必要に応じてモニタリングを実施するなど委託先を適切に管理しています。

<利益相反管理態勢>

- (5) 当金庫とお客さまの間や、お客さまと他のお客さまの間で生じる可能性のある、お客さまの利益が不当に害されるおそれのあるお取引について、類型化およびそれぞれの管理方法を定め適切に管理しています。
- (6) その他、お客さまの保護や利便の向上のために必要であると判断した業務の管理については適切に管理しています。
 - 本方針の「お客さま」とは、「当金庫で取引されている方および取引を検討されている方」をいいます。
 - お客さま保護の必要性のある業務は、与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、預金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において、お客さまと当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務とします。

2.当金庫は、顧客保護等管理にかかる基本方針に基づき、必要な内部管理規定を制定し組織体制を整備するとともに、役職員はお客さまの視点から業務を捉えなおし、不断に検証し改善していくことによって、管理態勢の整備・確立を図っています。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、利益相反管理方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、役職員等を対象に利益相反管理について教育・研修等を行っています。

偽造・盗難キャッシュカードなどを用いた預金の不正引出しや特殊詐欺による被害が社会問題化しています。当金庫では、お客さまに安心してお取引いただけるよう、様々な対策を講じています。

ATMによる1日当たりの出金ご利用限度額

ATMによる1日当たりの出金ご利用限度額と1日当たりの出金回数の制限を口座単位で指定することができます。

[指定されなかった場合の出金ご利用限度額]

	1回の限度額	1日の限度額
① 現金の払戻	100万円	①②③④を 合算して 1日当たり 「100万円」
② キャッシュカード利用による振込	100万円	
③ 振替	100万円	
④ デビットカード取引	100万円	

※1日のご利用限度額は、当金庫および当金庫提携金融機関での払戻累計額となります。

カード暗証番号

推測されやすい暗証番号をお使いになりますと盗難・偽造カードによる不正払戻被害に遭われる可能性がありますので、お早めにご変更ください。

暗証番号の変更は、当金庫のATMで行うことができます。

○キャッシュカードによる振込の一部利用制限

キャッシュカードによる振込が不慣れなご年配のお客さまをATMに誘導して、預金を振込させる「還付金詐欺」等の被害からお客さまの預金をお守りする対策として、キャッシュカードをお持ちの65歳以上のお客さまのうち、3年以上キャッシュカードによる振込取引のご利用がないお客さまについては、ATM振込取引ができないように制限させていただいております。

○キャッシュカードによる出金の一部利用制限

ご年配のお客さまを狙ってキャッシュカードを騙し取り、預金を引き出す等の詐欺被害からお客さまの預金をお守りする対策として、80歳以上のお客さまについては、キャッシュカードによる1日の出金限度額を20万円に制限させていただいております。

預金等の不正な払戻し被害に係る補償基準

個人のお客さまが偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳(証書)またはインターネットバンキングによる預金等の不正な払戻し被害に遭われた場合には、次の補償基準等に基づき補償を行わせていただきます。

		偽造キャッシュカード被害	盗難キャッシュカード被害	盗難通帳(証書)被害	インターネットバンキング被害		
					個人IB	法人IB	
補償基準	お客さまに重大な過失または過失がなかった場合	原則として被害額の全額を補償させていただきます。				1契約(1法人当たり)年間1,000万円を上限といたします。	
	お客さまに過失があった場合	原則として被害額の全額を補償させていただきます。	原則として被害額の75%を補償させていただきます。	原則として当金庫所定の補償割合により補償させていただきます。	原則として被害額の75%を補償させていただきます。	過失内容により補償額を減額または、補償いたしかねる場合があります。(上限1,000万円)	
	お客さまに故意または重大な過失があった場合	被害額は補償いたしかねる場合があります。					
補償の基となるルール		預金者保護法による補償			信用金庫業界の自主ルールによる補償		

索引

page

ご預金	P13
ご融資 個人向けローン	P14
事業者向けローン	P14
投資信託取扱商品	P15
サービス業務	P16

預金業務

当座預金、普通預金、決済用預金、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金、定期預金、定期積金などを取り扱っています。
(詳しくは13ページをご参照ください。)

為替業務

送金や振込、手形・小切手の取立などの内国為替のほか、外国送金などの外国為替を取り扱っています。

貸付業務

手形貸付、証書貸付、当座貸越、手形の割引などを取り扱っています。
(詳しくは14ページをご参照ください。)

有価証券投資業務

預金の支払準備および資金運用のため、国債・地方債・社債・株式・その他有価証券に投資しています。

附帯業務

- 代理業務
 - ・日本銀行歳入代理店業務
 - ・地方公共団体の公金収納取扱業務
 - ・信金中央金庫の代理店業務
 - ・株式会社 日本政策金融公庫
 - ・独立行政法人 住宅金融支援機構
 - ・独立行政法人 中小企業基盤整備機構
 - ・独立行政法人 福祉医療機構
 - 他
- 保護預りおよび貸金庫業務
- 債務の保証業務
- 両替業務
- 個人向け国債および投資信託窓販業務
- 保険商品の募集業務 (保険業法に基づく保険募集)
- 共済募集業務 (中小労災共済法に基づく共済募集)
- 電子債権記録業に係る業務
- 信託契約代理業務
- 個人型確定拠出年金 (iDeCo) の取次

業務のご案内 ご預金

(令和7年7月1日現在)

種類	しくみ・特徴	期間	最低預入金額
スーパー定期	1,000万円未満の資金を運用する自由金利預金です。個人の方の期間3年～5年のお利息は半年ごとの複利計算で有利です。	1ヵ月～5年	100円以上
年金定期	年金を当金庫に振込していただいている方への金利優遇定期です。	1年	100円以上
年金定期Ⅱ型	当金庫に年金予約をしている方への金利優遇定期です。	1年	100円以上
大口定期預金	1,000万円からお預け入れができます。期間1ヵ月から5年以内の期間で自由に選べる定期預金です。	1ヵ月～5年	1,000万円以上
変動金利定期預金	お利息はお預け入れ日から6ヵ月ごとに、その時点での利率にもとづいて計算されます。個人の方の期間3年の預金は半年ごと複利計算で、しかもお利息はそのまま満期時にまとめてお受け取りできます。	1年～3年	100円以上
定額複利定期預金 (アシスト21)	個人の方で1,000万円未満の資金を運用する半年複利の固定金利預金です。据置期間 (6ヵ月) 経過後は、お引き出し自由です。	5年	1円以上
期日指定定期預金	個人の方で預金の全部または一部について、預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます。	最長3年	100円以上
積立定期預金	期間を定めてその期間は金額を自由に、いつでもお好きな時に積立ができます。	1年～2年	1回当たり100円以上1円単位
積立式期日指定定期預金	個人の方で積立期間を定めない自由型と、満期日を設定するタイプを選択し、いつでもお好きな時に積立ができます。	契約期間内	1回当たり100円以上1円単位
定期積金 (スーパー積金)	暮らしの目標に向かって毎月一定額を積み立てる預金です。また事業にまとまった資金をつくることができます。	1年～5年	1,000円以上1,000円単位
車検積金	車検費用積立専用定期積金です。	1年～3年	1,000円以上1,000円単位
消費税納付専用預金	消費税課税事業者の方 (法人及び個人事業主の方) への定期積金です。	6ヵ月～2年	1,000円以上1,000円単位
当座預金	商取引に手形、小切手をご利用できる預金です。	出し入れ自由	1円以上
普通預金	給料、年金の自動お受取、公共料金の自動支払口座として、また毎日の暮らしのお財布代わりにご利用できます。後見支援預金としてもご利用できます。ご利用いただく際は、お取引の都度、家庭裁判所の指示書をご提出いただけます。	出し入れ自由	1円以上
総合口座	1冊の通帳で普通預金と定期預金が可能で「貯める、支払う、受け取る、借りる」を兼ねた便利な暮らしの預金です。お預かりの定期預金の90%以内 (最高500万円) まで自動融資が受けられます。(個人の方のみ)	普通預金-出し入れ自由 定期預金-各預入期間に対応 (自動継続扱い)	普通預金1円以上 定期預金10,000円以上 (大口定期1,000万円以上)
普通預金 (無利息型) (決済用預金)	「①無利息②要求払い③決済サービスを提供できること」を満たす預金で、現行の普通預金 (個人のお客さまにつきましては総合口座) と同様にご利用できます。普通預金残高は1,000万円を超えていても、全額が預金保険制度で保護されます。後見支援預金としてもご利用できます。ご利用いただく際は、お取引の都度、家庭裁判所の指示書をご提出いただけます。	普通預金-出し入れ自由	普通預金1円以上
貯蓄預金	普通預金の便利さと定期預金のような有利さをセットし、お預け入れの残高によって利率が変わる出し入れ自由な預金です。毎月一定金額を普通預金と貯蓄預金との間で自動振替 (スイング) ができます。※金利情勢によっては、残高の段階別に金利差がつかない場合があります。	出し入れ自由	1円以上
総合貯蓄口座	総合口座と貯蓄預金の機能が1冊の通帳になった、ますます便利な預金です。	普通預金、貯蓄預金-出し入れ自由 定期預金-各預入期間に対応 (自動継続扱い)	普通預金、貯蓄預金1円以上 定期預金10,000円以上 (大口定期1,000万円以上)
通知預金	まとまったお金を短期に運用できる預金です。お引き出しの際は2日前までに通知が必要になります。	措置期間7日	10,000円以上
納税準備預金	納税資金を計画的に準備するための預金です。お利息は非課税ですが、納税以外の目的で払い出すときはお利息が課税の対象となります。	預け入れ-随時 払い出し-納税時	1円以上
財形年金貯蓄 財形住宅貯蓄 一般財形貯蓄	お勤めの方の住宅資金や財産づくりに、給与・ボーナスからの天引きにより積立できますので、知らず知らずのうちに貯まります。※財形年金貯蓄と財形住宅貯蓄を合算して、元金550万円までお利息が非課税の特典があります。一般財形貯蓄は、貯蓄目的は自由ですが、お利息が課税の対象になります。	財形年金貯蓄5年以上 財形住宅貯蓄5年以上 一般財形貯蓄3年以上	100円以上

<商品利用にあたっての留意点>

- ◇ご預金の種類により金利が異なります。普通預金無利息型 (決済用預金) にはお利息が付きません。
- ◇お利息には20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金が課税されます。
- ◇新規に口座を開設される場合、法令によりご本人を確認させていただきますので、公的確認資料 (運転免許証・健康保険証・住民票・印鑑証明書等) の提示が必要になります。
- ◇平成17年4月よりお一人様につき預金元本1,000万円とそのお利息について預金保険制度により保護されています。なお、当座預金及び普通預金無利息型 (決済用預金) は全額保護されます。
- ◇マル優制度は、遺族年金受給者や身体障害者手帳を持っている方が利用できる制度で、元本350万円までの預金などにかかる利息が非課税となります。それに加えて、350万円までの国債などにかかる利息が非課税となる特別マル優制度もご利用できます。合計で700万円までの非課税枠がご利用できます。

ご融資 個人向けローン

(令和7年7月1日現在)

種類	お使いみちなど	ご融資額	ご融資期間	保証人	担保	保証	
カードローン	カードローン	お使いみちは自由、急な出費にカードを使って簡単にご利用できます。	300万円以内	3年ごと更新	不要	不要	しんさん保証基金
	カードローン 「もりしんきゃっする」	お使いみちは自由、急な出費にカードを使って簡単にご利用できます。	500万円以内	3年ごと更新	不要	不要	信金 ギャランティ
	カードローン 「スーパーサポート」	お使いみちは自由です。事業資金、旧借返済資金は除きます。	200万円以内	3年ごと更新	不要	不要	オリエント コーポレーション
暮らしのローン	カーライフプラン	自動車購入、自動車免許、車検費用等にご利用ください。	1,000万円以内	3ヵ月以上 15年以内	不要	不要	しんさん保証基金
	個人ローン	お使いみちは自由です。事業資金、旧借返済資金は除きます。	500万円以内	3ヵ月以上 10年以内	不要	不要	しんさん保証基金
	シニアライフローン 「シニアプラン」	年金を受給されている方で、リフォーム資金、自動車購入資金などにご利用いただけます。	100万円以内	3ヵ月以上 10年以内	不要	不要	しんさん保証基金
	教育ローン	お子さまの就学のための入学金や授業料、及びアパート代等準備資金等にご利用ください。	1,000万円以内	3ヵ月以上 16年以内	不要	不要	しんさん保証基金
	教育ローン 「学資応援団」	学校納付金・授業料、教材図書費、アパート・下宿代等にご利用できます。	500万円以内	3年ごと更新 (卒業予定月まで元金返済 を繰り置きできます。)	原則不要	不要	オリエント コーポレーション
	教育カードローン	学校納付金、授業料等に、カードを使ってご利用できます。	500万円以内	当座貸越期間最大5年以内 (6年制大学等の場合7年) 返済付 切替後3ヵ月以上10年以内	不要	不要	しんさん保証基金
	教育ローン 「サポート500」	学校納付金・授業料、教材図書費、アパート・下宿代等にご利用できます。	500万円以内	当座貸越期間最大5年以内 (6年制大学等の場合7年) 返済付 切替後3ヵ月以上10年以内	不要	不要	しんさん保証基金
	フリーローン 「ファースト」	お使いみちは自由です。	10万円以上 300万円以内	6ヵ月以上 8年以内	原則不要	不要	SMBC ファイナンスサービス
	フリーローン 「借り上手」	お使いみちは自由です。	10万円以上 500万円以内	10年以内	原則不要	不要	オリエント コーポレーション
フリーローン 「自由」	お使いみちは自由です。	10万円以上 500万円以内	6ヵ月以上 10年以内	不要	不要	クレディセゾン	
住宅ローン	住宅ローン 「築」	住宅（土地・建物）の購入、新築増改築、中古住宅購入、借換等にご利用ください。	50万円以上 10,000万円以内	1年以上 50年以内	原則不要	不動産	しんさん保証基金
	住宅サポートローン	住宅ローン「築」と合わせてご利用になれます。 ①各種ローンの借換、②対象住宅に付随する費用等にご利用ください。	500万円以内	3ヶ月以上 50年以内 <small>*但し、住宅ローン(築)の融資期間内</small>	不要	不要	しんさん保証基金
	住宅ローン 「建役者」	住宅（土地・建物）の購入、新築増改築、中古住宅購入、借換等にご利用ください。	100万円以上 10,000万円以内	2年以上 35年以内	原則不要	不動産	全国保証
	住宅ローン 「築・最速型」	住宅（土地・建物）の購入、新築増改築、中古住宅購入、借換等に、担保不要でご利用いただけます。	2,000万円以内 <small>(空家解体費等の場合500万円以内)</small>	3ヶ月以上 25年以内	原則不要	不要	しんさん保証基金
	住宅ローン 「アシスト」	上記住宅ローンと合わせてご利用できます。	10万円以上 500万円以内	6ヵ月以上 15年以内	原則不要	不要	ジャックス
	リフォームローン 「プロテクト」	住宅の増改築、ガレージ、門扉、塀の設置改修、その他内装、外装、造園工事等にご利用ください。	10万円以上1,000万円以内 <small>(自営業者は700万円以内)</small>	6ヵ月以上 20年以内	原則不要	不要	ジャックス
	リフォームプラン	住宅の増改築、ガレージ、門扉、塀の設置改修、その他内装、外装、造園工事等にご利用ください。	1,000万円以内 <small>(空家解体費等の場合500万円以内)</small>	3ヵ月以上 15年以内	不要	不要	しんさん保証基金
	リフォームプラン・エコ	太陽光発電設備等、エコリフォーム全般にご利用ください。	1,000万円以内	3ヵ月以上 15年以内	不要	不要	しんさん保証基金
[Web申込]	インターネットに接続できるパソコンや、スマートフォン等からWebでのお申込み（来店型）ができます。						
[Web完結型]	「フリーローン自由」「フリーローン借り上手」「教育ローン」「カーライフプラン」は、来店不要のWeb完結型がご利用になれます。						

ご融資 事業者向けローン

(令和7年7月1日現在)

種類	お使いみちなど	ご融資額	ご融資期間	保証人	担保	保証
事業資金融資	割引手形（一般商業手形の割引）、手形貸付（仕入資金など短期資金の融資）、証書貸付（設備資金などの長期資金の融資）、当座貸越（事業資金の自動融資）の取扱いをしています。	くわしくは窓口におたずねください。				
事業者カードローン	事業に必要な運転資金・設備資金にご融資します。	100万円以上 2,000万円以内	1年または2年	原則として法人代表者以外の保証人は不要。	原則不要	岩手県信用保証協会
事業者カードローン 「スモール」	事業に必要な運転資金・設備資金にご融資します。	50万円以上 300万円以内	1年または2年	原則として法人代表者以外の保証人は不要。	原則不要	岩手県信用保証協会
制度融資	盛岡市及び各市町村/中小企業融資制度、岩手県/県単融資制度でのご融資します。	くわしくは窓口におたずねください。				
専用当座貸越	事業に必要な運転資金・設備資金にご融資します。	100万円以上 3億円以内	1年	経営者保証のガイドラインに基づいて判断します。	原則不要	—
スマイルプラン5000	アパートの建設資金等の設備資金や事業の運転資金等にご融資します。	事業性8,000万円以内 非事業性5,000万円以内	運転資金10年以内 設備資金25年以内	経営者保証のガイドラインに基づいて判断します。	原則不動産または 岩手県信用保証協会保証	—
コミュニティ活動 サポートローン「エール」	社会的課題の解決を目的とする事業に必要な運転資金・設備資金にご融資します。	有担保：7,200万円以内 無担保：4,800万円以内	運転資金7年以内 設備資金20年以内	経営者保証のガイドラインに基づいて判断します。	融資対象の 不動産	必要に応じ、岩手 県信用保証協会
無担保ビジネスローン 「チャレンジ500Ⅱ」	スコアリング審査にて事業資金を無担保でご利用します。	500万円以内	3ヵ月以上 3年以内	原則として法人代表者以外の保証人は不要。	原則不要	—
新創業支援ローン 「のれん」	新しく事業を始められる方、事業を始められて5年未満の方の事業計画を審査して、無担保・無保証でご利用します。	1,000万円以内 (運転資金500万円以内)	10年以内 (運転資金7年以内)	経営者保証のガイドラインに基づいて判断します。	原則不要	—
ビジネスフリーローン 自由	事業に必要な運転資金・設備資金にご融資します。	10万円以上 500万円以内 (創業資金200万円以内)	6ヵ月以上10年以内 (創業資金5年以内)	法人代表者	不要	クレディセゾン

商品のご利用に当たっては、変動金利商品のようにお客さまの予想に反して金利が上下したり、中途のご解約により金利が変更になったり、手数料をとる商品もございますのでご注意ください。

業務のご案内 投資信託取扱商品

(令和7年7月1日現在)

投資対象 分類	ファンド名/運用会社	ファンドの特色	お申込 単位	お申込手数料 (税込) ※1	信託報酬 税込(年率)	信託財産 留保額	分配金 出金	換金代金 支払
債 券	グローバル・ソブリン・オープン (毎月決算型) (三菱UFJアセットマネジメント)	世界主要先進国(OECD加盟国のうち、原則としてA格以上の信用力の高い国)のソブリン債に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。	1万円以上 1円単位	1.65% 1.32%	1.375%	なし	○	5営業日
	DIAM高格付インカム・オープン (毎月決算コース) (愛称:ハッピークローバー) (アセットマネジメントOne)	高格付資源国(主な投資対象国はカナダ・オーストラリア・ニュージーランド・ノルウェー)の公社債へ投資し安定した収益の確保と信託財産の中期的な成長を目指して運用を行います。原則として為替ヘッジを行いません。	1万円以上 1円単位	2.2% 1.76%	1.1%	0.2%	○	5営業日
資 産 複 合	しんきん3資産ファンド (毎月決算型) (しんきんアセットマネジメント投信)	実質的に国内株式(しんきん好配当利回り株)海外債券(主にEMUソブリン債及び米国ソブリン債)国内不動産投信という異なる3つの資産に分散投資します。原則として為替ヘッジは行いません。	1万円以上 1円単位	2.2% 1.76%	1.045%	0.3%	○	5営業日
	しんきん 世界アロケーションファンド (愛称:しんきんラップ(安定型)) (しんきんアセットマネジメント投信)	長期運用に適した6つの異なる資産(国内外株式、国内外債券、国内外不動産投信)に加え、国内短期金融資産に分散投資します。為替ヘッジなし。	1万円以上 1円単位	1.65% 1.32%	1.155%	0.3%	○	5営業日
	しんきん 世界アロケーションファンド (積極型) (愛称:しんきんラップ(積極型)) (しんきんアセットマネジメント投信)	長期運用に適した6つの異なる資産(国内外株式、国内外債券、国内外不動産投信)を投資対象とします。為替ヘッジなし。	1万円以上 1円単位	1.65% 1.32%	1.155%	0.3%	○	5営業日
	DIAM世界3資産オープン (毎月決算型) (愛称:ハッピーハーモニー) (アセットマネジメントOne)	実質的に外国債券、外国株式、外国不動産投資信託証券という異なる3つの資産の1/3を原則として分散投資します。原則として為替ヘッジは行いません。	1万円以上 1円単位	2.2% 1.76%	1.32%	0.3%	○	5営業日
株 式	しんきん インデックスファンド225 (しんきんアセットマネジメント投信)	わが国の株式市場の動きと長期成長をとらえることを目標に日経平均株価に連動する投資成果の獲得を目指すインデックス型のファンドです。	1万円以上 1円単位	なし	0.88%	なし	-	4営業日
	ニッセイ日本勝ち組ファンド (3ヵ月決算型) (ニッセイアセットマネジメント)	東京証券取引所第1部上場銘柄を対象として、各業界をリードする勝ち組企業の株式へ投資を行います。	1万円以上 1円単位	2.2% 1.76%	1.1%	なし	○	4営業日
	しんきん 好配当利回り株ファンド (しんきんアセットマネジメント投信)	国内の株式を主要投資対象とします。主として予想配当利回りが市場平均を上回ると判断できる株式に投資し、安定した配当収益の獲得と投資信託財産の成長を目指します。	1万円以上 1円単位	1.1% 0.88%	1.1%	0.3%	○	4営業日
	インターネット専用 ダイワ・インド株ファンド (愛称:パワフル・インド) (大和アセットマネジメント)	インドの企業の株式に投資し、信託財産の成長を目指します。原則として為替ヘッジを行いません。	1万円以上 1円単位	- 2.64%	1.848%	なし	○	5営業日
	しんきん 世界好配当利回り株ファンド (毎月決算型) (しんきんアセットマネジメント投信)	実質的に日本を除く世界各国の配当利回りの高い企業の株式へ分散投資を行うことにより、安定した配当収益の獲得と投資信託財産の成長を目標とします。原則として為替ヘッジを行いません。	1万円以上 1円単位	2.75% 2.2%	1.54%	0.3%	○	5営業日
	三井住友・ ニュー・チャイナ・ファンド (三井住友DSアセットマネジメント)	中国国内で事業展開している企業の中から中長期的な運用視点に基づき、各業種毎に競争力の強いエクセレント・カンパニーに集中投資します。中国を代表する企業の新規公開に着目し、選別投資することにより、より高い収益確保を狙います。原則として為替ヘッジを行いません。	1万円以上 1円単位	3.3% 2.64%	1.98%	0.3%	-	5営業日
不 動 産 投 資	しんきんJリートオープン (毎月決算型) (しんきんアセットマネジメント投信)	わが国の金融商品取引所上場の不動産投資信託を投資対象とします。東証REIT指数をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指します。	1万円以上 1円単位	2.2% 1.76%	1.045%	0.3%	○	4営業日
	しんきんJリートオープン (1年決算型) (しんきんアセットマネジメント投信)	わが国の金融商品取引所上場の不動産投資信託を投資対象とします。東証REIT指数をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指します。	1万円以上 1円単位	2.2% 1.76%	1.023%	0.3%	○	4営業日
	三井住友・ グローバル・リート・オープン (3ヵ月決算型) (愛称:世界ビル紀行) (三井住友DSアセットマネジメント)	日本を含む世界各国の不動産投資信託に投資します。安定的かつ相対的に高い配当収益の確保を目指すために、賃貸事業収入比率の高い銘柄を中心に分散投資します。原則として為替ヘッジを行いません。	1万円以上 1円単位	3.3% 2.64%	1.749%	0.3%	○	5営業日

本資料は盛岡信用金庫が独自に分類・作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

投資信託のお申込の際は、あらかじめ、あるいは同時にお渡りする目論見書にて、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

※1 上段:窓口購入

下段:インターネット購入

ご購入の際の注意事項

- 投資信託は預金商品ではなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 当金庫でご購入いただきました投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託の基準価額は、組入れ有価証券(株式・債券等)等の値動きにより変動しますので、お受取金額が投資元本を下回ることがあります。
- 組入れ有価証券(株式・債券等)は、その有価証券等の発行者の信用状態の変化等により価格が変動しますので、お受取金額が投資元本を下回ることがあります。
- 外貨建て資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動リスク(為替変動リスク)により基準価額が変動しますので、お受取金額が投資元本を下回ることがあります。

- 投資信託は預金と異なり、元本及び、分配金の保証はありません。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。
- 投資信託の設定・運用は、投資信託会社が行います。
- 投資信託をお申込の際は、必ず最新の目論見書により商品内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

※詳しくは盛岡信用金庫本・支店までご相談ください。

(令和7年7月1日現在)

種類	内 容
通帳アプリ	普通預金をお持ちでキャッシュカードを契約している個人のお客様がご利用いただけます。スマートフォンで無料の通帳アプリをダウンロードし、口座の残高や入出金明細をご確認いただけるサービスです。 「通帳レス」へも切替いただけます。
スマホ口座開設サービス	しんきん口座開設アプリを利用し、簡単・便利に普通預金の口座開設をお申込みいただけるサービスです。アプリ内で当金庫所定のお客さま情報をご入力の上、「本人確認書類」と「印影」を撮影、スマホのカメラ機能を使って送信するだけで、窓口にご来店いただかなくても口座開設のお申込みが完了します。 通帳を発行しないため、口座開設のお申込み時に個人インターネットバンキングもご契約いただけます。
口座振替、振込サービス	【 口座振替 】 公共料金のお支払や税金、授業料、保険料、ローン、クレジット、その他のお支払は口座振替をご利用ください。 【 お受け取り 】 年金のお受け取り、給与のお受け取りは一度手続きをされますと、ご指定の口座に振り込まれます。退職金、保険金、児童手当、社会保険、国民健康保険、診療報酬、その他のお受け取りもできます。 【 定額自動送金 】 家賃、お子さまの生活費など、一定の金額を毎月同じ口座にお振り込みする場合は、定額自動送金をご利用ください。 【 代金回収サービス 】 会費や各種料金の集金では、他の金融機関からも口座振替できる代金回収サービスが便利です。 【 もりしんPay-easy (ペイジー) 口座振替受付サービス 】 「Pay-easy (ペイジー) 口座振替受付」マークの付いた端末が設置されている企業、百貨店、保険代理店等で、当金庫のキャッシュカードを利用し、口座振替契約のお申込みができます。(ご通帳のお届印は不要です。) 【 もりしんネット口座振替受付サービス 】 CDカード発行済の普通預金(総合口座含む) 口座をお持ちの個人のお客さまの口座振替の申込みが、パソコンや携帯電話から行えます。
窓口収納サービス	【 公金収納 】 所得税、国民年金、住民税、固定資産税、社会保険料、交通反則金、その他国、県、市町村の公金を窓口で納付できます。 【 一般収納 】 電話料金、電気料金などの公共料金払込みの他、幼稚園、小中学校、高等学校、大学の入学金や授業料、諸会費の払込みができます。 【 もりしんPay-easy (ペイジー) 収納サービス 】 インターネットバンキングサービスを利用して、官公庁、地公体、企業などの収納機関に対し、各種税金・料金の払込みができます。
コンビニ収納サービス	お取引先への販売代金を24時間365日営業のコンビニでお支払いいただくことにより、土・日、昼夜を問わず回収ができるサービスです。お取引先がコンビニでお支払いいただいた代金は、一括してお客さまの指定口座へご入金します。
キャッシュサービス	【 キャッシュカード 】 当金庫のキャッシュカードで、全国の信用金庫、ゆうちょ銀行、セブン銀行およびローソン銀行でお預け入れ、お引き出しがご利用できます。また、他の金融機関でもお引き出しがご利用できます。 ※お客さまの大切な預金をお守りすることを目的とし、現在、キャッシュカードの1日のご利用限度額を100万円までとさせていただきます。 【 クレジットカード 】 各種クレジットカードでのキャッシングができます。しんきんVISAカードをはじめ、JCBカード、DCカード、UFJカード、UCカードなどのお取扱いができます。 【 全国の信用金庫間は手数料無料 】 無料でお取扱いできるのは平日8:45~18:00 土曜日9:00~14:00となります。(土曜日については一部の信用金庫で終日有料となります。) 【 暗証番号変更 】 現金自動機(ATM)によるキャッシュカードの暗証番号変更が可能です。 【 支払限度額・支払回数変更 】 現金自動機(ATM)による1日あたりの支払限度額・支払回数の変更が可能です。
デビットカードサービス	お手持ちの「もりしんキャッシュカード」が特別な手続きをしなくても「デビットカード」としてお買い物にご利用いただけます。ご購入代金はお客さまの口座から引き落とされ、お支払いが完了するサービスです。
相談サービス	【 税務相談 】 毎月、税務相談日を設けて専門の税理士がお答えします。 【 年金相談 】 お客さまの各種年金に関する受給、諸届け等のお手伝いをしています。
ビジネスマッチングサービス	全国の企業のビジネスニーズを信用金庫のネットワークを介して結びつけるサービスです。信用金庫が企業間折衝のお手伝いをします。
インターネットバンキングサービス	【 もりしんインターネットバンキングサービス 】 インターネットに接続できるパソコンや、スマートフォン等から、各種口座情報照会、資金移動、及びペイジー収納による各種税金・料金のお支払がご利用できます。 【 もりしん法人インターネットバンキングサービス 】 法人・個人事業主の方を対象としたサービスで、各種口座情報照会、資金移動、一括データ伝送サービス(総合振込、給与・賞与振込、口座振替)、及びペイジー収納による各種税金・料金のお支払がご利用できます。
EBサービス	【 アンサー (ANSER) サービス 】 振込・自動引落などの取引や、入出金明細を電話やファクシミリ、パソコン等で確認することができます。 【 ホームバンキング (HB) サービス 】 ご自宅の多機能電話等を使って残高照会、入出金照会、振込取立照会や資金移動ができます。 【 ファームバンキング (FB) サービス 】 オフィスのパソコンや専用端末機を使って給与振込、賞与振込、総合振込、口座振替のサービスを行っています。
しんきんテレホンバンキングサービス	電話(フリーダイヤル)により、残高照会、振込、振替等の資金移動などのサービスを正月三が日を除くすべての日にご利用いただけます。音声ガイドに従ってご利用ください。振込、振替をご利用の場合は会員番号が必要となります。(お申込みは窓口におたずねください。)スマートフォン・携帯電話からもご利用できます。
電子記録債権サービス(でんさいネット)	電子記録債権サービスは、ITを活用した決済サービスです。インターネットに接続できるパソコン等を使って、日常の商取引における「お支払い」や「お受け取り」、「譲渡」等を電子記録債権で安全・簡易・迅速に行うことができます。
損害保険の販売	当金庫のご融資によって取得する専用住宅建物及び家財を対象に火災保険契約の募集販売を行っています。また、傷害保険の窓口販売を行っています。
生命保険の販売	個人年金保険、終身保険、学資保険、医療保険、がん保険、定期保険、介護保険の窓口販売を行っています。
投資信託の販売	お客さまのライフプランにあわせて15商品を取り揃えています。投信インターネットサービスもご利用できます。 ※取扱商品について詳しくは本誌15ページをご覧ください。
国債の窓口販売	個人向け国債の窓口販売を行っています。
信託契約代理業務	しんきん相続信託「こころのパトン」・しんきん暦年信託「こころのリボン」の取扱いを行っています。
個人型確定拠出年金 (iDeCo) イデコ	公的年金へのの上乗せとなる年金です。自営業者、公務員、専業主婦(夫)の方、企業年金のない企業にお勤めの会社員の方がご加入できます。
サッカーくじ	「サッカーくじ」の当せん金払い戻し業務を行っています。
その他のサービス	【 夜間金庫 】 毎日の売上金などのご入金を、当金庫の営業時間が過ぎてもお預かりします。 【 貸金庫 】 預金証書、有価証券、不動産権利書、貴重品などの重要書類や大切な財産を安全に保管します。

● 貸借対照表

資産の部

(単位：百万円)

科目	令和5年度	令和6年度
(資産の部)		
現金	5,484	5,901
預け金	79,145	78,499
買入金銭債権	5,128	5,083
金銭の信託	0	0
有価証券	52,709	51,630
国債	8,060	11,756
地方債	4,698	4,767
社債	16,805	14,493
株式	444	330
その他の証券	22,699	20,281
貸出金	126,651	127,912
割引手形	51	15
手形貸付	4,261	3,858
証書貸付	112,470	114,600
当座貸越	9,868	9,437
その他資産	2,060	1,750
未決済為替貸	63	36
信金中金出資金	1,274	1,274
前払費用	—	—
未収収益	283	297
その他の資産	439	141
有形固定資産	3,010	2,954
建物	952	900
土地	1,696	1,695
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	361	357
無形固定資産	42	38
ソフトウェア	41	37
その他の無形固定資産	1	1
前払年金費用	366	404
債務保証見返	1,486	1,339
貸倒引当金	△5,869	△4,569
(うち個別貸倒引当金)	(△5,036)	(△3,959)
資産の部合計	270,218	270,944

負債及び純資産（会員勘定）の部

(単位：百万円)

科目	令和5年度	令和6年度
(負債の部)		
預金積金	261,997	263,430
当座預金	2,372	2,196
普通預金	131,596	133,013
貯蓄預金	651	675
通知預金	0	—
定期預金	119,775	120,016
定期積金	6,622	5,981
その他の預金	977	1,547
譲渡性預金	—	—
借入金	660	592
借入金	660	592
その他負債	368	418
未決済為替借	120	63
未払費用	78	140
給付補填備金	0	0
未払法人税等	6	6
前受収益	26	26
払戻未済金	2	22
払戻未済持分	—	—
職員預り金	85	80
資産除去債務	12	12
その他の負債	34	65
退職給付引当金	—	—
役員退職慰労引当金	143	164
偶発損失引当金	29	40
睡眠預金払戻損失引当金	14	8
繰延税金負債	69	115
債務保証	1,486	1,339
負債の部合計	264,769	266,109
(純資産の部)		
出資金	1,896	1,873
普通出資金	1,896	1,873
利益剰余金	6,196	7,089
利益準備金	1,896	1,896
その他利益剰余金	4,299	5,192
特別積立金	4,000	4,000
当期末処分剰余金	299	1,192
処分未済持分	△0	△0
会員勘定合計	8,091	8,962
その他有価証券評価差額金	△2,643	△4,128
評価・換算差額等合計	△2,643	△4,128
純資産の部合計	5,448	4,834
負債及び純資産の部合計	270,218	270,944

● 損益計算書

損益計算書

(単位：千円)

科目	令和5年度	令和6年度
経常収益	3,790,731	4,376,474
資金運用収益	3,274,575	3,410,996
貸出金利息	2,312,482	2,287,882
預け金利息	295,765	451,993
有価証券利息配当金	613,143	618,263
その他の受入利息	53,183	52,857
役員取引等収益	308,385	320,680
受入為替手数料	115,577	117,403
その他の役員収益	192,808	203,276
その他業務収益	128,581	156,865
外国為替売買益	—	—
国債等債券売却益	93,868	105,908
その他の業務収益	34,713	50,957
その他経常収益	79,188	487,932
貸倒引当金戻入益	—	407,907
償却債権取立益	26,253	1,294
株式等売却益	41,566	72,007
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	11,368	6,722
経常費用	5,171,683	3,390,379
資金調達費用	39,781	149,586
預金利息	35,818	145,814
給付補填備金繰入額	288	500
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	2,691	2,420
その他の支払利息	982	850
役員取引等費用	313,521	328,433
支払為替手数料	10,514	10,784
その他の役員費用	303,006	317,648
その他業務費用	100,151	276,600
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	42,544	176,168
国債等債券償還損	54,930	97,610
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	2,677	2,821
経費	2,647,471	2,579,605
人件費	1,533,864	1,542,717
物件費	981,795	930,823
税金	131,811	106,064
その他経常費用	2,070,757	56,153
貸倒引当金繰入額	1,923,143	—
貸出金償却	—	—
株式等売却損	130,039	35,303
株式等償却	52	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	17,522	20,849
経常利益	△1,380,951	986,095
特別利益	912	—
固定資産処分益	912	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	61,706	1,956
固定資産処分損	55,191	1,580
減損損失	6,515	375
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	△1,441,746	984,139
法人税、住民税及び事業税	7,076	7,640
法人税等調整額	12,014	45,551
法人税等合計	19,090	53,192
当期純利益	△1,460,836	930,947
繰越金(当期首残高)	1,760,031	261,328
当期末処分剰余金	299,195	1,192,275

剰余金処分計算書

(単位：円)

科目	令和5年度	令和6年度
当期末処分剰余金	299,195,020	1,192,275,898
積立金取崩額	—	—
特別積立金取崩額	—	—
剰余金処分額	37,866,197	37,461,647
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金(配当率)	37,866,197(年2%)	37,461,647(年2%)
特別積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	261,328,823	1,154,814,251

令和6年度の計算書類については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、北光監査法人の監査を受けております。

● 役職員の報酬体系の情報開示について

<報酬体系について>

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれに支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払時期

(2) 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	128

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」94百万円、「賞与」3百万円、「退職慰労金」31百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者であります。なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれております。

2. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和6年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

令和6年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和7年6月24日

盛岡信用金庫

理事長 浅沼 晃

貸借対照表注記

注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については、移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 金銭の信託は、移動平均法による償却原価法（定額法）により行っております。

4. 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年 ～ 50年
そ の 他	3年 ～ 20年

5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）により償却しております。

6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定委員会（資産監査部署）が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,467百万円であります。

7. 当金庫は、職員の退職金制度として、職員が満60歳に達するまでは確定給付企業年金制度を採用しております。退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づく必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理
----------	-------------------------------------------------------------------

8. 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された2つの企業年金制度（総合設立型厚生年金基金及び連合設立型確定給付企業年金基金）に加入しております。

総合設立型厚生年金基金については、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

連合設立型確定給付企業年金基金の第1給付部分については、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度の第1給付部分への拠出額を退職給付費用として処理しております。（当該年金制度は第1給付部分〔共通給付部分〕と第2給付部分〔事業所給付部分〕とで構成されております）

なお、それぞれの企業年金制度全体（連合設立型確定給付企業年金基金では、第1給付部分のみ）の直近の積立状況及び制度全体（連合設立型確定給付企業年金基金では、第1給付部分のみ）の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

●総合設立型厚生年金基金

①制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）	
年金資産の額	1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,853,684百万円
差引額	△21,384百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和6年3月31日現在） 0.2178%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び別途積立金113,239百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、特別掛金40百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

●連合設立型確定給付企業年金基金（第1給付部分）

①第1給付部分の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）	
年金資産の額	95百万円
年金財政計算上の数理債務の額	79百万円
差引額	16百万円

②第1給付部分全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和6年3月31日現在） 3.6415%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高1百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間20年の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、特別掛金0百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた加入者1人あたりの掛金額を掛金拠出時の拠出対象者の人数に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

12. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	4,569百万円
-------	----------

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。

主な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に判定し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用

いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額（総合口座取引における当座貸越または預金積金を担保とする貸付金は含みません。） 2百万円
14. 有形固定資産の減価償却累計額 3,779百万円
15. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
- | | |
|--------------------|----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 3,907百万円 |
| 危険債権額 | 3,350百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 一百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 83百万円 |
| 合計額 | 7,342百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
16. ローン・パーティシペーションで、移管指針第1号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（令和6年7月1日）に基づいて参加者に売却したのとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、26百万円であります。
17. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、15百万円であります。
18. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|----------|
| 担保に供している資産 | |
| 預け金 | 1,000百万円 |
| 有価証券 | 277百万円 |
| その他の資産 | 0百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 125百万円 |
| 借入金 | 592百万円 |
- 上記のほか、内国為替決済取引等の担保として、預け金4,000百万円を差し入れております。また、その他の資産は保証金が46百万円含まれております。
19. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は50百万円であります。
20. 出資1口当たりの純資産額 1,290円21銭

21. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による政策委員会やリスク管理協議会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫はALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、政策委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM協議会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、政策委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理要領に従い行われております。このうち企画部では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて価格変動リスクの軽減を図っております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「買入金銭債権」、「金銭の信託」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、半期毎に、保有期間126日営業日、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて）それぞれ金利日に応じて適切な期間

に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセントイル値を用いた時価は、3,866百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

22. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、現金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

なお、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

項目	貸借対照表計上額	時価	差額	
資産	預け金 (*1)	78,499	78,757	258
	買入金銭債権	5,083	4,213	△870
	金銭の信託	0	0	0
	有価証券	51,362	50,720	△641
	満期保有目的の債券	7,138	6,496	△641
	その他有価証券	44,224	44,224	—
	貸出金 (*1)	127,912	—	—
	貸倒引当金 (*2)	△3,959	—	—
		123,953	122,086	△1,867
	合計	258,898	255,778	△3,120
負債	預金積金 (*1)	263,430	263,426	△4
	借入金	592	612	20
	合計	264,022	264,039	16

(*1) 「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 買入金銭債権

取引金融機関から提示された価格によって時価としております。

(3) 金銭の信託

取引金融機関から提示された価格によって時価としております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については23.から24.に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金については、固定金利によるもので、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間のもものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	98
組合出資金 (*2)	168
合計	267

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

貸借対照表・損益計算書注記

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額並びに借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

■償還予定表及び返済予定表 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	19,235	1,980	6,600	25,900
買入金銭債権	0	82	—	5,000
貸出金(*2)	18,119	45,615	25,504	26,996
有価証券	1,335	12,688	13,352	19,942
満期保有目的	—	100	2,700	4,400
その他の有価証券	1,335	12,588	10,652	15,542
合計	38,689	60,365	45,456	77,838
借入金	68	272	252	—
預金積金(*1)(*3)	98,778	26,338	2	143
合計	98,846	26,610	254	143

(*1) 預け金、預金積金については延滞、期流れ及び期間の定めのないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(*3) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

23. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」・「地方債」・「社債」・「株式」・「その他の証券」が含まれております。以下、24.まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国債	97	97	0
	地方債	100	100	0
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	197	197	0
時価が貸借 対照表計上 額を超えない もの	国債	2,346	2,136	△210
	地方債	2,799	2,630	△169
	短期社債	—	—	—
	社債	1,793	1,531	△262
	その他	—	—	—
	小計	6,940	6,298	△641
合計		7,138	6,496	△641

その他の有価証券 (単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表 計上額が取得 原価を超える もの	株式	102	71	30
	債券	300	300	0
	国債	100	99	0
	地方債	100	100	0
	短期社債	—	—	—
	社債	100	100	0
	その他	5,088	4,474	614
	小計	5,492	4,846	645
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えない もの	株式	129	155	△26
	債券	23,579	26,353	△2,774
	国債	9,212	10,644	△1,432
	地方債	1,767	1,917	△150
	短期社債	—	—	—
	社債	12,599	13,791	△1,191
	その他	15,023	16,996	△1,973
	小計	38,732	43,506	△4,773
合計		44,224	48,352	△4,128

24. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	943	39	27
債券	12,870	17	172
国債	4,882	9	50
地方債	3,856	6	49
短期社債	—	—	—
社債	4,131	1	71
その他	7,474	134	101
合計	21,287	191	301

25. 満期保有目的の金銭の信託 (単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	うち時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの
満期保有 目的の 金銭の 信託	0	0	0	0	—

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」・「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」(令和7年3月11日)第139項に従い、当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約にかかる融資未実行残高は28,952百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が13,962百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約には、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている当金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注2)	617百万円	
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,289百万円	
その他有価証券評価差額金	1,172百万円	
減価償却限度超過額	29百万円	
役員退職慰労引当金	46百万円	
土地減損分	14百万円	
貸出金未収利息	63百万円	
睡眠預金払戻損失引当金	2百万円	
その他	45百万円	
繰延税金資産小計	3,281百万円	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	△617百万円	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,663百万円	
評価性引当額小計(注1)	△3,281百万円	
繰延税金資産合計	一百万円	

貸借対照表・損益計算書注記

繰延税金負債

前払年金費用	115百万円
繰延税金負債合計	115百万円
繰延税金負債の純額	115百万円

(注1) 繰延税金資産から控除された額（評価性引当額）の変動は、将来減算一時差異等の回収可能性を検討した結果、繰延税金資産を計上しないと判断したことによるものです。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（令和7年3月31日） (単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	合計
税務上の繰越欠損金 (*1)	—	—	617	617
評価性引当額	—	—	617	617
繰延税金資産	—	—	—	—

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 翌事業年度、債権売却や債権償却による貸倒引当金繰入超過額の認容を予定しており、課税所得が生じない見込みであることから、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は回収できないと判断しました。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.7%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.4%となります。この税率変更により、繰延税金負債は2百万円増加し、法人税等調整額は2百万円増加しております。

損益計算書注記

注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たり当期純利益金額 246円57銭

主要な経営指標・主要な業務の指標

● 主要な経営指標

《最近5年間の主要な経営指標の推移》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益 (千円)	3,750,059	3,583,683	3,726,199	3,790,731	4,376,474
経常利益 (△は経常損失) (千円)	604,222	333,303	118,472	△1,380,951	986,095
当期純利益 (△は当期純損失) (千円)	565,663	294,048	125,959	△1,460,836	930,947
出資総額 (百万円)	1,893	1,896	1,896	1,896	1,873
出資総口数 (千口)	3,787	3,792	3,793	3,792	3,747
純資産額 (百万円)	9,463	8,716	7,055	5,448	4,834
総資産額 (百万円)	268,085	274,007	275,298	270,218	270,944
預金積金残高 (百万円)	253,265	260,343	265,790	261,997	263,430
貸出金残高 (百万円)	128,496	135,776	131,409	126,651	127,912
有価証券残高 (百万円)	59,540	63,098	54,398	52,709	51,630
単体自己資本比率 (%)	8.44	8.32	8.80	8.11	9.20
出資に対する配当金 (出資1口当たり) (円)	10	10	10	10	10
役員数 (人)	11	11	11	11	11
うち常勤役員数 (人)	7	7	7	7	7
職員数 (人)	224	234	222	203	200
会員数 (人)	31,713	31,969	32,202	32,042	31,744

● 主要な業務の指標

《最近2年間の事業の状況》

業務粗利益

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	3,234,794	3,261,410
資金運用収益	3,274,575	3,410,996
資金調達費用	39,781	149,586
役務取引等収支	△5,135	△7,753
役務取引等収益	308,385	320,680
役務取引等費用	313,521	328,433
その他の業務収支	28,430	△119,735
その他業務収益	128,581	156,865
その他業務費用	100,151	276,600
業務粗利益	3,258,089	3,133,921
業務粗利益率	1.18%	1.15%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用 (令和5年度 - 千円、令和6年度 - 千円) を控除して表示しております。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

業務純益

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
業務純益	274,009	585,500
実質業務純益	631,032	585,500
コア業務純益	634,638	753,371
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	604,915	730,313

(注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額 (または取崩額) を含みます。

2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

利鞘

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度
資金運用利回	1.19	1.25
資金調達原価率	0.98	1.00
総資金利鞘	0.21	0.25

利益率

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	△0.49	0.35
総資産当期純利益率	△0.51	0.33

$$(注) \text{総資産経常 (当期純) 利益率} = \frac{\text{経常 (当期純) 利益}}{\text{総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高}} \times 100$$

資金運用収支の内訳

	平均残高 (百万円)		利息 (千円)		利回り (%)	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
資金運用勘定	274,989	271,808	3,274,575	3,410,996	1.19	1.25
うち貸出金	128,759	124,869	2,312,482	2,287,882	1.79	1.83
うち預け金	81,688	86,235	295,765	451,993	0.36	0.52
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	58,165	54,325	613,143	618,263	1.05	1.13
資金調達勘定	271,197	268,679	39,781	149,586	0.01	0.05
うち預金積金	270,411	267,974	36,106	146,315	0.01	0.05
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	688	620	2,691	2,420	0.39	0.39

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高 (令和5年度130百万円、令和6年度129百万円) を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高 (令和5年度0百万円、令和6年度0百万円) 及び利息 (令和5年度 - 百万円、令和6年度 - 百万円) をそれぞれ控除して表示しております。

主要な業務の指標・預金に関する指標・貸出金等に関する指標

● 主要な業務の指標

受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	令和5年度			令和6年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△138,454	144,151	5,696	△93,918	230,666	136,747
うち貸出金	△105,914	32,010	△73,903	△69,871	45,271	△24,600
うち預け金	19,152	136,629	155,782	16,432	139,795	156,227
うち投資有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	△51,693	△24,488	△76,181	△40,479	45,599	5,120
支払利息	△1,622	12,615	10,992	△587	110,312	109,725
うち預金利息	169	11,081	11,250	△322	110,319	109,996
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	△1,792	1,534	△258	△264	△6	△271

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めて計算しております。

● 預金に関する指標

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
流動性預金	139,619	139,456
うち有利息預金	126,178	127,445
定期性預金	129,949	127,628
うち固定金利定期預金	122,671	121,281
うち変動金利定期預金	6	6
その他	841	889
計	270,411	267,974
譲渡性預金	—	—
合計	270,411	267,974

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

定期預金残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
定期預金	119,775	120,016
固定金利定期預金	119,768	120,009
変動金利定期預金	6	6
その他	0	0

● 貸出金等に関する指標

貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
割引手形	42	40
手形貸付	4,225	3,747
証書貸付	116,104	112,305
当座貸越	8,387	8,775
合計	128,759	124,869

貸出金残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
貸出金	126,651	127,912
固定金利	53,481	58,632
変動金利	73,169	69,280

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
当金庫預金積金	1,375	874
有価証券	—	—
不動産	31,800	30,326
その他	10	10
計	33,185	32,444
信用保証協会・信用保険	31,101	30,331
保証	3,911	3,840
信用	58,451	61,295
合計	126,651	127,912

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
当金庫預金積金	—	—
不動産	406	440
計	420	450
信用保証協会・信用保険	30	28
保証	0	0
信用	1,035	910
合計	1,486	1,389

貸出金等に関する指標

● 貸出金等に関する指標

貸出金使途別残高

(単位：百万円・%)

	令和5年度		令和6年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	73,932	58.37	76,803	60.04
運転資金	52,719	41.63	51,108	39.96
合計	126,651	100.00	127,912	100.00

貸出金業種別内訳

(単位：先・百万円・%)

業種区分	令和5年度			令和6年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	110	4,261	3.3	108	4,081	3.1
農業、林業	53	785	0.6	51	901	0.7
漁業	1	1	0.0	2	3	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	3	1,254	0.9	3	1,276	0.9
建設業	345	8,769	6.9	322	7,848	6.1
電気・ガス・熱供給・水道業	4	133	0.1	22	1,537	1.2
情報通信業	10	267	0.2	10	233	0.1
運輸業、郵便業	61	1,816	1.4	56	914	0.7
卸売業、小売業	413	8,056	6.3	380	6,010	4.6
金融業、保険業	18	13,182	10.4	17	13,697	10.7
不動産業	409	32,595	25.7	384	30,587	23.9
物品賃貸業	3	201	0.1	4	209	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	26	370	0.2	31	344	0.2
宿泊業	35	2,584	2.0	33	2,385	1.8
飲食業	241	1,797	1.4	233	1,495	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	160	6,465	5.1	159	6,037	4.7
教育、学習支援業	9	277	0.2	9	299	0.2
医療、福祉	54	2,213	1.7	51	2,204	1.7
その他のサービス	205	3,965	3.1	198	2,955	2.3
小計	2,160	89,001	70.2	2,073	83,025	64.9
国・地方公共団体等	14	14,361	11.3	13	21,407	16.7
個人（住宅・消費・納税資金等）	8,893	23,288	18.3	8,548	23,479	18.3
合計	11,067	126,651	100.0	10,634	127,912	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

預貸率

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度
期末預貸率	48.34	48.55
期中平均預貸率	47.61	46.59

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	475	832	—	475	832
	令和6年度	832	610	—	832	610
個別貸倒引当金	令和5年度	3,473	5,036	2	3,470	5,036
	令和6年度	5,036	3,959	891	4,144	3,959
合計	令和5年度	3,948	5,869	2	3,945	5,869
	令和6年度	5,869	4,569	891	4,977	4,569

貸出金償却

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
貸出金償却	—	—

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

●信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)		貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	
		担保・保証等による回収見込額 (c)					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	4,970	4,970	811	4,158	100.00	100.00
	令和6年度	3,907	3,907	881	3,026	100.00	100.00
危 険 債 権	令和5年度	3,115	2,980	2,103	877	95.67	86.70
	令和6年度	3,350	3,114	2,181	932	92.93	79.76
要 管 理 債 権	令和5年度	113	95	36	58	83.79	76.04
	令和6年度	83	77	37	40	92.98	87.36
三月以上延滞債権	令和5年度	—	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和5年度	113	95	36	58	83.79	76.04
	令和6年度	83	77	37	40	92.98	87.36
小 計 (A)	令和5年度	8,200	8,047	2,952	5,094	98.13	97.08
	令和6年度	7,342	7,099	3,100	3,999	96.69	94.28
正 常 債 権 (B)	令和5年度	120,053					
	令和6年度	122,062					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	令和5年度	128,253					
	令和6年度	129,405					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

有価証券に関する指標・有価証券の時価情報

●有価証券に関する指標

商品有価証券平均残高

該当ありません。

有価証券種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

令和5年度	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国債	—	—	—	—	—	8,060	—	8,060
地方債	300	1,305	9	—	2,238	843	—	4,698
社債	298	878	3,312	1,191	4,745	6,379	—	16,805
株式	—	—	—	—	—	—	444	444
外国証券	299	1,595	1,400	672	1,893	2,007	—	7,869
その他の証券	100	1,614	1,380	1,588	529	2,272	7,345	14,830
合計	999	5,393	6,102	3,453	9,407	19,563	7,789	52,709
令和6年度	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国債	—	2,291	692	—	777	7,995	—	11,756
地方債	699	97	19	277	2,865	808	—	4,767
社債	234	747	3,739	2,131	2,801	4,840	—	14,493
株式	—	—	—	—	—	—	330	330
外国証券	400	1,187	1,554	1,572	372	1,710	—	6,797
その他の証券	—	402	1,763	1,613	339	2,142	7,223	13,483
合計	1,333	4,725	7,770	5,594	7,155	17,496	7,554	51,630

有価証券平均残高

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度
	平均残高	平均残高
国債	8,811	10,410
地方債	6,531	3,981
短期社債	—	—
社債	17,211	16,854
株式	307	381
外国証券	9,426	7,577
その他の証券	15,876	15,120
合計	58,165	54,325

預証率

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度
期末預証率	20.11	19.59
期中平均預証率	21.51	20.27

$$\text{(注) 預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

●有価証券の時価情報

売買目的有価証券

該当ありません。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種類	令和5年度			令和6年度			
	貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	181	183	1	97	97	0
	地方債	100	101	1	100	100	0
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	281	284	2	197	197	0
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	1,088	1,051	△37	2,346	2,136	△ 210
	地方債	399	375	△24	2,799	2,630	△ 169
	社債	1,497	1,411	△86	1,793	1,531	△ 262
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	2,986	2,837	△149	6,940	6,298	△ 641
合 計	3,268	3,122	△146	7,138	6,496	△ 641	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいています。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

その他有価証券

(単位：百万円)

種類	令和5年度			令和6年度			
	貸借対照表 計上額	取得原価 (償却原価)	評価差額	貸借対照表 計上額	取得原価 (償却原価)	評価差額	
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	261	211	50	102	71	30
	債券	2,015	2,008	7	300	300	0
	国債	—	—	—	100	99	0
	地方債	1,606	1,599	6	100	100	0
	社債	409	408	0	100	100	0
	その他	7,358	6,649	708	5,088	4,474	614
	小 計	9,634	8,868	765	5,492	4,846	645
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	86	112	△25	129	155	△ 26
	債券	24,280	25,955	△1,674	23,579	26,353	△ 2,774
	国債	6,789	7,663	△873	9,212	10,644	△ 1,432
	地方債	2,592	2,709	△116	1,767	1,917	△ 150
	社債	14,898	15,582	△684	12,599	13,791	△ 1,191
	その他	15,151	16,859	△1,708	15,023	16,996	△ 1,973
	小 計	39,518	42,927	△3,409	38,732	43,506	△ 4,773
合 計	49,153	51,796	△2,643	44,224	48,352	△ 4,128	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は、本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
非上場株式	96	98
組合出資金	190	168
合 計	287	267

金銭の信託・退職給付会計に関する事項

● 金銭の信託

満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

令和5年度					令和6年度				
貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
0	0	0	0	—	0	0	0	0	—

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」、「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

運用目的の金銭の信託

該当ありません。

その他の金銭の信託

該当ありません。

第102条第1項第5号に掲げる取引

該当ありません。

● 退職給付会計に関する事項

1. 採用している退職給付制度の概要

当金庫は、退職給付制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を採用しております。また、総合設立型の基金である全国信用金庫厚生年金基金に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

区 分	金 額	
	令和5年度	令和6年度
退職給付債務 (A)	884,661	808,800
年金資産 (B)	1,338,262	1,297,698
前払年金費用 (△) (C)	366,283	404,972
未認識過去勤務費用 (D)	—	—
未認識数理計算上の差異 (E)	△87,317	△83,925
その他 (会計基準変更時差異の費用処理額) (F)	—	—
退職給付引当金 (A-B-C-D-E-F)	—	—

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

区 分	金 額	
	令和5年度	令和6年度
勤務費用 (A)	46,783	42,673
利息費用 (B)	7,058	6,192
期待運用収益 (△) (C)	19,158	19,003
過去勤務費用の費用処理額 (D)	—	—
数理計算上の差異の費用処理額 (E)	△6,125	△12,890
会計基準変更時差異の費用処理額 (F)	—	—
その他 (臨時に支払った割増退職金等) (G)	96,845	95,333
退職給付費用 (A+B+C+D+E+F+G)	125,403	112,305

4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区 分	摘 要	
	令和5年度	令和6年度
(1) 割引率	0.70%	0.70%
(2) 長期期待運用収益率	1.42%	1.42%
(3) 退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額基準	
(4) 過去勤務費用の額の処理年数	8年 (発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により)	
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年 発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により翌期から費用処理する	
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	—	

バーゼルⅢ第三の柱 開示事項

●自己資本の構成に関する事項

(バーゼルⅢ 国内基準)

(単位:百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	8,053	8,925
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,896	1,873
うち、利益剰余金の額	6,196	7,089
うち、外部流出予定額 (△)	37	37
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	832	610
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	832	610
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	8,886	9,536
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	42	38
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	42	38
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	5	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	264	289
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	313	328
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ))/(ハ)	8,573	9,207
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	99,884	94,460
資産 (オン・バランス) 項目	98,502	92,540
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,771	5,529
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	105,655	99,989
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	8.11%	9.20%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次の通りです。
 普通出資 ①発行主体：盛岡信用金庫 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：1,873百万円

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率9.20%と、金融庁告示で定められている国内基準4%を大幅に上回っており、経営の健全性・安全性は十分保たれていると考えております。

なお、将来の自己資本の充実策としては、年次計画に基づいた業務推進を通じ得られる利益の積み上げを主として、業務運営の理解者拡大の観点から、会員数の増加を基本的な施策と考えております。

バーゼルⅢ第三の柱 開示事項

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	99,884	3,995	94,460	3,778
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	89,761	3,590	84,648	3,385
ソブリン向け	1,070	42	1,000	40
金融機関及び第一金融商品取引業者向け	16,190	647	17,363	694
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			2,248	89
カバード・ボンド向け			—	—
法人等向け	30,387	1,215	20,004	800
中小企業等向け及び個人向け	11,546	461		
中堅中小企業等向け及び個人向け			7,233	289
トランザクター向け			674	26
抵当権付住宅ローン	1,591	63		
不動産取得等事業向け	19,622	784		
不動産関連向け			29,623	1,184
自己居住用不動産等向け			2,590	103
賃貸用不動産向け			18,183	727
事業用不動産関連向け			8,316	332
その他不動産関連向け			533	21
ADC向け			—	—
劣後債権及びその他資本性証券等			400	16
3月以上延滞等	385	15		
延滞等向け			2,355	94
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			68	2
上記以外（保証協会含む）	8,966	357	6,598	263
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	10,072	402	9,753	390
ルック・スルー方式	10,072	402	9,753	390
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④未決済取引			—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額（簡便法）	30	1	31	1
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	20	0	26	1
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,771	230	5,529	221
BI			3,686	
BIC			442	
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	105,655	4,226	99,989	3,999

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっていないもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体のことです。
4. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
6. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。（令和5年度計数）
7. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
8. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。（令和6年度計数）
9. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

バーゼルⅢ第三の柱 開示事項

●信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 <地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3月以上延滞 エクスポージャー	延滞エク スポー ジャー
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
地域区分 業種区分 期間区分										
国 内	254,938	262,598	128,208	134,047	31,275	33,843	—	—	564	7,342
国 外	8,118	7,216	—	—	8,118	7,216	—	—	—	—
地 域 別 合 計	263,057	269,815	128,208	134,047	39,394	41,060	—	—	564	7,342
製 造 業	8,536	8,148	5,001	4,762	3,304	3,204	—	—	32	286
農 業、林 業	903	1,060	870	1,027	—	—	—	—	7	15
漁 業	1	3	1	3	—	—	—	—	—	—
鉱業、砕石業、砂利採取業	1,255	1,286	1,255	1,286	—	—	—	—	11	41
建 設 業	10,052	9,251	9,401	8,700	650	550	—	—	9	1,439
電気・ガス・熱供給・水道業	1,338	2,310	136	1,606	1,202	702	—	—	—	273
情 報 通 信 業	1,820	862	270	240	1,405	500	—	—	—	9
運 輸 業、郵 便 業	2,133	1,194	1,933	994	200	200	—	—	0	38
卸 売 業、小 売 業	10,200	7,725	8,879	6,902	1,302	799	—	—	75	256
金 融 業、保 険 業	96,219	95,745	13,205	13,743	8,816	8,416	—	—	—	—
不 動 産 業	34,881	32,527	33,586	31,632	1,295	895	—	—	113	522
物 品 賃 貸 業	201	210	201	210	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	523	499	423	399	100	100	—	—	—	34
宿 泊 業	2,597	2,416	2,597	2,416	—	—	—	—	234	1,743
飲 食 業	2,119	1,895	2,119	1,895	—	—	—	—	0	130
生活関連サービス業、娯楽業	6,840	6,649	6,840	6,649	—	—	—	—	0	1,977
教育、学習支援業	315	360	315	360	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	2,470	2,590	2,470	2,590	—	—	—	—	—	73
その他のサービス	4,512	3,509	4,276	3,295	—	—	—	—	48	256
国・地方公共団体等	45,479	57,013	14,370	21,412	19,513	24,087	—	—	—	—
個 人	20,050	23,918	20,050	23,918	—	—	—	—	30	240
そ の 他	10,600	10,633	—	—	1,603	1,603	—	—	—	—
業 種 別 合 計	263,057	269,815	128,208	134,047	39,394	41,060	—	—	564	7,342
1 年 以 下	84,389	85,963	64,981	65,365	901	1,338	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	27,064	31,487	18,958	25,536	3,792	4,364	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	18,281	17,924	13,157	11,277	4,752	6,166	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	8,771	12,263	5,347	6,359	1,919	4,300	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	18,742	19,048	6,626	6,425	9,206	7,104	—	—	—	—
10 年 超	54,501	53,572	5,501	5,308	18,822	17,785	—	—	—	—
期間の定めのないもの	51,305	49,555	13,636	13,775	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	263,057	269,815	128,208	134,047	39,394	41,060	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準じる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 4. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、金銭の信託、固定資産等が含まれます。
 5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高		令和5年度	令和6年度
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
製 造 業	71	67	△3	13	67	80	—	—
農 業 ・ 林 業	3	2	0	0	2	2	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	36	37	1	△ 3	37	34	—	—
建 設 業	1,447	1,354	△92	△ 29	1,354	1,324	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	145	—	145	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	—	680	680	△ 680	680	—	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	47	63	15	△ 44	63	18	—	—
金 融 業 、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	86	61	△24	△ 13	61	48	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	8	—	8	—	—
宿 泊 業	1,388	1,524	136	△ 141	1,524	1,383	—	—
飲 食 業	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業・娯楽業	127	994	866	△ 322	994	671	—	—
教 育 ・ 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	53	39	△13	△ 5	39	34	—	—
そ の 他 サ ー ビ ス	175	173	△1	△ 1	173	172	—	—
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	35	36	0	△ 1	36	35	—	—
合 計	3,473	5,036	1,563	△ 1,077	5,036	3,959	—	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地区別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

バーゼルⅢ第三の柱 開示事項

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	5,901	—	5,901	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	24,720	—	24,720	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	26,336	—	26,336	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	14,258	—	14,258	—	980	7
地方三公社向け	100	—	100	—	20	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	83,941	—	83,941	—	17,363	21
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	7,811	—	7,811	—	2,248	29
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	29,822	3,659	28,800	931	20,004	67
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	15,873	44,337	14,908	2,581	7,233	41
トランザクター向け	—	37,413	—	1,971	674	34
不動産関連向け	39,638	—	39,144	—	29,623	76
自己居住用不動産等向け	10,587	—	10,552	—	2,590	25
賃貸用不動産向け	20,238	—	20,124	—	18,183	90
事業用不動産関連向け	7,841	—	7,579	—	8,316	110
その他不動産関連向け	971	—	888	—	533	60
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	400	—	400	—	400	100
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	2,406	54	2,394	5	2,355	98
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	135	—	135	—	68	50
取立未済手形	36	—	36	—	7	20
信用保証協会等による保証付	11,301	208	11,301	20	425	4
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	495	—	495	—	495	100
合 計					78,976	

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
 2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。
 3. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

バーゼルⅢ第三の柱 開示事項

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
	令和6年度																
現金	5,901	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	24,720	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	26,336	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	4,457	9,800	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	69,711	—	8,614	—	—	—	—	—	—	—	300	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	1,403	—	5,907	—	—	—	—	—	—	—	300	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	6,201	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,002	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,971	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,971	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	758	282	1,936	—	387	—	504	—	1,248	660	—	2,072	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	758	282	844	—	—	—	504	—	—	660	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	1,091	—	387	—	—	—	1,248	—	—	1,184	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	888	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	758	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	36	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	7,070	4,251	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	68,487	14,052	—	76,808	282	10,551	—	387	—	504	—	3,220	3,722	—	2,072	—	—

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)														合計	
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%		その他
	令和6年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,901
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24,720
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	26,336
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14,258
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,314	83,941
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	200	7,811
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	13,636	—	—	6,288	—	—	—	—	—	—	—	1,603	29,732
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	15,284	—	—	—	—	234	—	—	—	—	—	—	—	—	17,490
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,971
不動産関連向け	8,296	1,925	—	—	916	—	14,295	4,652	—	—	—	1,207	—	—	—	39,144
自己居住用不動産等向け	7,493	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,552
賃貸用不動産向け	—	1,917	—	—	—	—	14,295	—	—	—	—	—	—	—	—	20,124
事業用不動産関連向け	802	—	—	—	916	—	—	4,652	—	—	1,207	—	—	—	—	7,579
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	888
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400	—	—	400
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	878	—	—	—	—	763	—	—	—	2,399
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	135	—	—	—	—	—	—	—	—	135
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	36
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,322
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	495	—	495
合計	8,296	17,209	—	13,636	916	—	7,536	14,295	4,652	—	—	2,371	495	—	6,917	256,416

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

バーゼルⅢ第三の柱 開示事項

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用あり	格付適用なし
0%	—	49,064
10%	1,000	6,507
20%	21,317	68,108
35%	4,503	5,646
50%	4,910	4,655
75%	—	36,954
100%	1,003	58,552
150%	—	219
250%	—	611
1,250%	—	—
合計	32,736	230,320
総合計	263,057	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	194,607	10,622	10	195,644
40%～70%	8,413	28,895	10	9,382
75%	8,653	4,886	13	8,053
80%	—	—	—	—
85%	13,177	2,219	31	13,326
90%～100%	8,498	1,601	46	8,230
105%～130%	19,175	—	0	18,947
150%	2,349	35	10	2,335
250%	495	—	0	495
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	255,369	48,260	12	256,416

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を実証する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであります。

●信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	3,760	2,492	34,426	34,273	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額については26ページをご覧ください。

信用リスク

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少あるいは消失し、当金庫が損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、「信用リスク管理要領」を定め、安全性、公共性、収益性、成長性、流動性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、「クレジット・ポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を行っています。

リスク管理方針及び手続きの概要

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しています。

信用リスク計測にあたっては、バリュー・アット・リスク（VaR）により信用リスク量を計測しており、信用リスク管理の高度化に向け取組むとともに、リスク計量をベースとした統合的リスク管理体制の一層の充実を期しています。

融資審査・管理・推進にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く態勢を整備しています。

信用リスク管理については、審査部を中心に検証し、経営陣へ報告しています。

信用コストである貸倒引当金は、「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しています。

一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率を乗じて算出しています。

個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先を大口先とその他先に区別し、優良担保の全額と一般担保の処分可能見込額の合計額を除いた未保全額に対して、大口先はキャッシュフロー控除法を用いて算出、その他先は貸倒実績率を乗じて算出しています。実質破綻先及び破綻先については、優良担保の全額と一般担保の処分可能見込額の合計額を除いた未保全額を個別貸倒引当金としています。

なお、それぞれの結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

リスク・ウェイトの判定にあたり、格付投資情報センター（R&I）及び日本格付研究所（JCR）の依頼格付を採用します。ただし、格付投資情報センター（R&I）及び日本格付研究所（JCR）が格付していない場合には、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）等の確認できる依頼格付を採用します。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、各種担保や保証機関の保証などが該当します。

当金庫では、融資の取組みに際し、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失を軽減するために取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じています。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っています。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取扱いに努めています。

当金庫が扱う担保には当金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、当金庫が定める「事務取扱規程」、及び「事務取扱要領」等により適切な事務取扱及び評価を行っています。

手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲内において預金相殺を用いる場合があります。

この際、信用リスク削減方策の一つとして、当金庫が定める「事務取扱規程」や各種約定書に基づき、法的に有効である旨を確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。

なお、新しい自己資本規制で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として当金庫預金積金、国債及び地方債、上場株式、保証として一般社団法人しんきん保証基金、独立行政法人住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）、その他として担保に供していない預金の一部を相殺しています。

保証に関する信用度の評価については、一般社団法人しんきん保証基金については適格格付機関が付与している格付により判定、独立行政法人住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）については政府関係機関保証と同様としています。ただし、独立行政法人住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）の保証が9割型の場合には、貸付残高の90%についてのみの適用としています。

信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、個別大口案件については審査会を行い、業種やエクスポージャーの種類に偏ることのない審査態勢に取組んでいます。

● オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部事務管理・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外部発生的事象により当金庫が被る損失に係るリスク」と定義しています。

当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスクの基本方針を定め、的確にリスクを把握し、管理しています。

また、これらリスクに関しては、リスク管理協議会並びに政策委員会において協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による理事会に付議又は報告する体制を整備しています。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法

当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

● 証券化エクスポージャーに関する事項（投資家）

1. 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

該当ありません。

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

2. 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

該当ありません。

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項（投資家）

3. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当ありません。

証券化エクスポージャー

1. リスク管理方針及びリスク特性の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産などの資産を裏付に証券として組み替えて第三者に売却し、流動化することを指します。

一般的には、証券の裏付となる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したもので、オリジネーターにあたるものではありません。

当該証券投資に係るリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM協議会、リスク管理協議会、政策委員会に諮り、適切なリスク管理に努めています。

また、証券化商品への投資は、「余資運用規程」に基づき適正な運用・管理を行っています。

なお、証券化エクスポージャーに区分される投資の種類は、以下の通りです。

- ・ 売掛債権を裏付とする信託受益権 ・ 手形債権を裏付とする信託受益権
- ・ リース料債権を裏付とする信託受益権 ・ 貸付債権を裏付とする信託受益権
- ・ 商業用不動産を裏付とする信託受益権 ・ 居住用不動産を裏付とする信託受益権
- ・ 債券を裏付とする信託受益権

2. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセット額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しています。

3. 証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

4. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定にあたり、格付投資情報センター（R&I）及び日本格付研究所（JCR）の依頼格付を採用します。

ただし、格付投資情報センター（R&I）及び日本格付研究所（JCR）が格付していない場合は、ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク（Moody's）等の確認できる依頼格付を採用します。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

● 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

■ 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	577	577	412	412
非 上 場 株 式 等	1,569	—	1,549	—
合 計	2,146	577	1,961	412

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等にもとづいています。

■ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う 損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
売却益	15	49
売却損	42	35
償 却	0	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しています。

■ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない 評価損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	58	△10

■ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	—	—

出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、上場優先出資証券、その他ベンチャーファンド、投資事業組合への出資金などが該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、リスク管理担当役員並びに経営陣に報告しています。

また、運用状況に応じてリスク管理協議会、ALM協議会に諮りつつ投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。

株式関連商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心がけています。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余裕資金運用・管理基準」にもとづいた厳格な運用・管理を行っています。

非上場株式、その他ベンチャーファンド、投資事業組合への出資金などに関しても、当金庫が定める「余裕資金運用・管理基準」にもとづいて適正な運用・管理を行っています。

リスクの状況については、財務諸表や運用報告をもとにした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については適宜、経営陣へ報告を行い適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

※VaR（バリュー・アット・リスク）

VaR（バリュー・アット・リスク）とは、将来において特定の期間内にある一定の確率内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間毎のデータをもとに、理論的に算出する方法をいいます。

バーゼルⅢ第三の柱 開示事項

● リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	15,214	14,076
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—
合計	15,214	14,076

● 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,728	3,888	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	413	424
3	スティープ化	3,559	3,840		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	3,728	3,888	413	424
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	9,207		8,573	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

●信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧

本誌は、信用金庫法第89条（銀行法第21条の準用）に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
信用金庫法施行規則における各項目は、以下のページに掲載しております。

単体（信用金庫法施行規則第132条における規定）

1.金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項		4.金庫の事業の運営に関する事項	
イ.事業の組織	1	(1)リスク管理の体制	6,7
ロ.理事及び監事の氏名及び役職名	1	(2)法令遵守の体制	8
ハ.事務所の名称及び所在地	1	(3)金融ADR制度への対応	9
2.金庫の主要な事業の内容	12	5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
3.金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの		(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	17,18
イ.直近の事業年度における事業の概況	5	(2)金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額	27
ロ.直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	24	①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
①経常収益 ②経常利益又は経常損失		②危険債権	
③当期純利益又は当期純損失 ④出資総額及び出資総口数		③三月以上延滞債権（貸出金のみ）	
⑤純資産額 ⑥総資産額 ⑦預金積金残高 ⑧貸出金残高		④貸出条件緩和債権（貸出金のみ）	
⑨有価証券残高 ⑩単体自己資本比率		⑤正常債権	
⑪出資に対する配当金 ⑫役員員数 ⑬会員数		(3)自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	33,37
ハ.直近の2事業年度における事業の状況を示す指標		(4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	28,29
①主要な業務の状況を示す指標		①有価証券	
ア.業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	24	②金銭の信託	
イ.資金運用収支、役員取引等収支及びその他の業務収支	24	③規則第102条第1項第5号に掲げる取引	該当ありません
ウ.資金運用勘定並びに資金調達の前平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	24	(5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	26
エ.受取利息及び支払利息の増減	25	(6)貸出金償却の額	28
オ.総資産経常利益率	24	(7)会計監査人の監査を受けている旨	18
カ.総資産当期純利益率	24		
②預金に関する指標			
ア.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高	25		
イ.固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	25		
③貸出金等に関する指標			
ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	25		
イ.固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	25		
ウ.担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	25		
エ.用途別の貸出金残高	26		
オ.業種別の貸出金残高	26		
カ.預貸率の期末値及び期中平均値	26		
④有価証券に関する指標			
ア.商品有価証券の平均残高	28		
イ.有価証券の種類別の残存期間別残高	28		
ウ.有価証券の種類別の平均残高	28		
エ.預証率の期末値及び期中平均値	28		



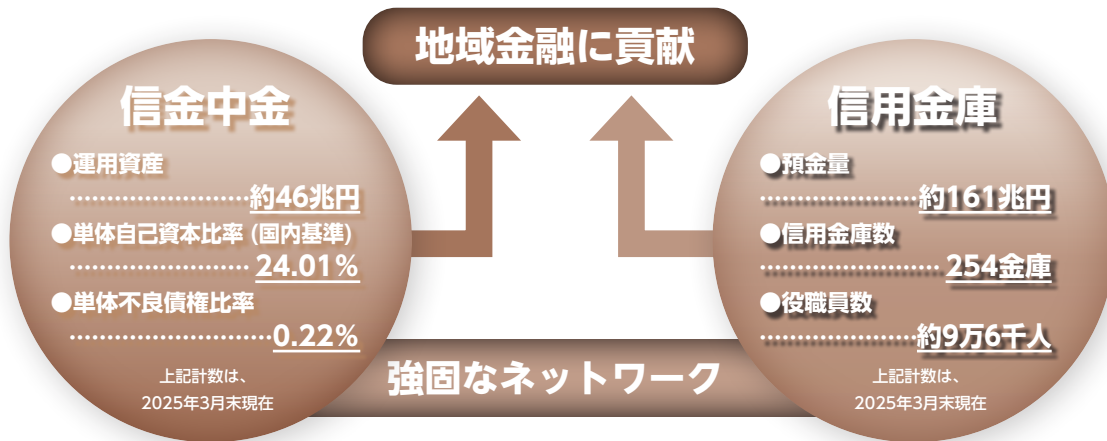
信金中央金庫
Shinkin Central Bank

～信用金庫のセントラルバンク～

信金中央金庫（信金中金）は、信用金庫の出資によって設立された協同組織の金融機関であり、全国の信用金庫を会員とする「信用金庫のセントラルバンク」として1950年に設立されました。

信金中金は、信用金庫の業務や経営にかかるサポートのほか、信用金庫業界の資金運用機能などを有しております。

信金中金の2025年3月末現在の資金量は、信用金庫から預けられた資金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて約32兆円にのぼっています。信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。



信用金庫の業務にかかるサポート

- ・中小企業のビジネスマッチング
- ・信用金庫顧客の海外進出支援
- ・個人の資産形成や相続にかかる業務の支援
- ・地域創生やフィンテックの活用など

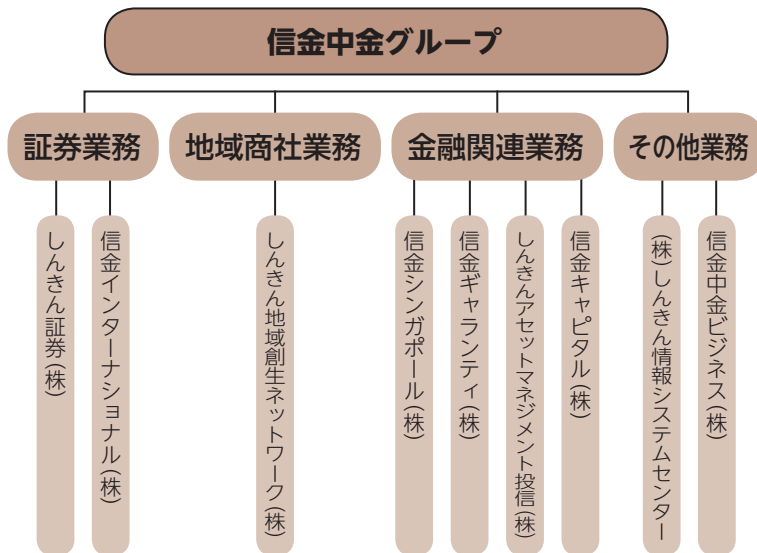
信用金庫の経営にかかるサポート

- ・信用金庫向け金融商品の提供
- ・信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート
- ・信用金庫の業務効率化・経費削減
- ・信用金庫の経営分析、経営相談など

信用金庫業界の資金運用

- ・信用金庫から預け入れた預金や金融債を発行して調達した資金を国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用

総合力で地域金融をバックアップ



邦銀トップクラスの格付

格付機関	長期格付
ムーディーズ (Moody's)	A1
S&Pグローバル・レーティング (S&P)	A
格付投資情報センター (R&I)	A+
日本格付研究所 (JCR)	AA

2025年3月末現在



 **盛岡信用金庫**

ディスクロージャー2025・盛岡信用金庫の現況

〒020-0871 盛岡市中ノ橋通1-4-6

TEL 019-623-2221

URL <https://www.shinkin.co.jp/morishin/>

